

2016年  
WIPO総会  
事務局長報告書

年次報告書





WIPOが管理  
する条約に**42**  
の新規加盟

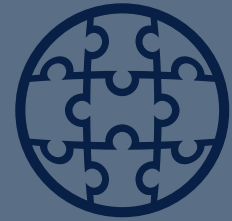
**20**カ国目  
の批准に  
よりマラケ  
シュ条約が  
発効

WIPOアカデミー  
遠隔学習プログラ  
ム参加者の**82%**が  
パフォーマンスの  
改善を表明

**77**の知財庁が  
WIPOのIPASデ  
ジタル・ビジネ  
ス・ソリューシ  
ョンを利用

**450**のTISC (技術・イ  
ノベーション支援センタ  
ー) が稼働

**62**カ国が国家IP  
戦略を策定



## データで 見る1年



WIPO  
Re:Searchを  
通じた**100**件  
目の研究協力が  
実現

ARDIを利用して開発及びイノベーションのた  
めの研究にアクセスした団体数は**300**増

ABCにより利用可  
能な、視覚障害の  
ある読者のための  
書籍数は**319,000**

PCTを利用した出  
願は**218,000**件



ハーグ制度に基づ  
く申請は**40%**増加



**24**の知財庁がWIPO  
CASEを通じて情報  
を共有 **14**言語で検  
索可能なパテ  
ントスコープ

**125**周年を迎  
えたマドリッド  
制度

WIPOの無料グローバル・デー  
タベースに含まれるデータ・レコー  
ド数は**1億**

AMCIに付託されたドメイン名紛争は  
**2,750**件

世界知的所有権の日の行  
事として**121**カ国で**451**の  
イベントが開催



2015年末の黒字  
額は**7,030**万スイ  
スフラン 予算計画を  
**8.7%**上回る収  
入 (2014/15)



グローバル・イ  
ノベーション・イ  
ンデックスの分析  
対象は**128**カ国



YouTubeでの動  
画再生回数は合  
計**1,140**万回

WIPOのツイー  
トのインプレ  
ッションは**1億**  
**5,570**万回

WIPOの電子ニュースレターはプラ  
ットフォーム設立以来**2**百万回開封



**120**カ国から集まっ  
た職員がWIPOを  
構成

世界知的財産  
報告書で紹介  
された**200**年  
間の革新的イ  
ノベーション

2015年10月に開催されたWIPO総会の前回会合以降の1年間、当機関全体で順調な進捗が見られました。2014～2015年の二年間の財務状況は非常に良好で、現行の2016～2017年の二年間における最初の9ヶ月間も良好な状態を維持しています。グローバル知的財産（IP）制度は、地理的な広がり の面でも制度の利用面でも拡大が続いています。全盲、視覚障害又はその他のプリント・ディスアビリティのある人々の出版物へのアクセス促進のためのマラケシュ条約（「マラケシュ条約」）が発効し、当機関が管理するその他の条約でも加盟国数が引き続き増加しました。当機関が管理するグローバル・データベース及びその他のITシステム、ITプラットフォームはますます充実し、利用する知財庁やユーザーが増加しました。当機関の能力開発プログラムに対する需要は引き続き旺盛で、その他にも数多くの成果が見られました。以下に詳しくご説明します。

# 財務状況

1. 当機関の財務内容は健全な状態を維持しています。2014～2015年の二年間は、全体として7,030万スイスフランの黒字と非常に良好な結果となりました。特許協力条約(PCT)、及び国際商標出願のためのマドリッド制度(マドリッド制度)からの歳入が堅調に伸びたことから、同二年間の収入は7億7,570万スイスフランとなり、直前の二年間と比べ14%増加し、予算計画を8.7%上回りました。2014～2015年の二年間の支出は6億4,260万スイスフランとなり、予算計画を4.7%下回りました。これは、人件費の抑制と外部リソース及びプログラム実施の管理に配慮したことを反映しています。これらの結果は手数料水準を維持したまま達成されたもので、PCT、マドリッド制度、国際意匠出願のためのハーグ制度(ハーグ制度)の手料は過去8年間値上げされていません。

2. 2015年末時点の当機関の純資産額は2億7,910万スイスフランでした。

3. 現行の2016～2017年の二年間は順調に推移しています。単年でも二年間単位でも、予想される結果を推定するには時期尚早ですが、この二年間の最初の1年、つまり2016年は堅調で、全体として黒字になると予想しています。

4. しかし、財務状況に関して現状に満足することはできません。世界経済の見通しは依然として不透明で、リスクを伴っています。当機関の予算はスイスフラン建てですので、マイナス金利は引き続き財務管理上の課題であり、為替レートは常にリスク要因として対応が必要です。マイナス金利と為替相場の変動リスクという2つの要因は、継続して慎重に対処する必要があります。さらに、直近ではIT支出とセキュリティ及びセキュリティ関連の支出(サイバー・セキュリティを含む)の増加が見込まれています。当機関の歳入は、主にグローバルIP制度(PCT、マドリッド制度、ハーグ制度)によるものです。競争力を維持するためには、これらの制度を継続的に改善し、最新のセキュリティを確保する必要があります。また、当機関の開発協力の大部分はITシステム及びITプラットフォームを通じて行われ、当機関の運営管理システムはITベースであるため、これらについても同様に継続的な改善とセキュリティの確保されたオペレーティング環境が求められています。

5. 現行の二年間は、準備金及び資金の管理面で大きな変化が見られると予想されます。この点について、計画・予算委員会で詳細な議論が行われています。当機関は、スイス連邦当局への預金による準備金と資金の管理(この方法は当機関にとって好適であり、スイス当局に感謝しています)から、加盟国によって承認された投資方針に基づく管理へと移行する予定です。現在、この移行は実施段階にあります。これにより、準備金と資金がより直接的に市場の力にさらされるようになり、市場の変動から短期的に影響を受ける可能性が高まるでしょう。



予算計画を8.7%上回る収入(2014/15)

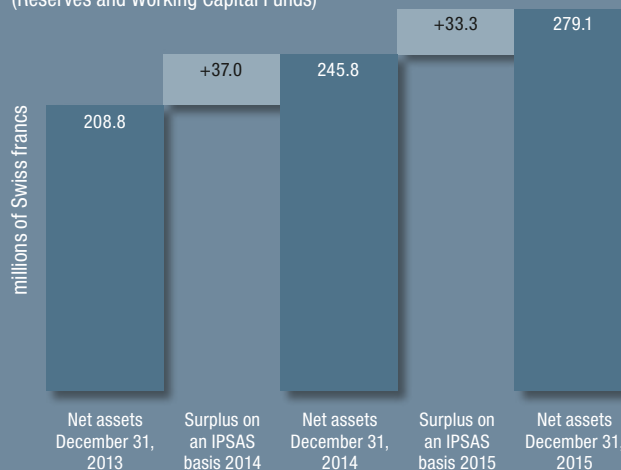
2015年末時点の黒字額は7,030万スイスフラン

## Key Financial Results 2014-2015

	Actual 2012-2013	Budget After Transfers 2014-2015	Actual 2014-2015	Difference between actual and budget after transfers 2014-2015	
				Amount	%
<b>INCOME</b>					
Contributions	35.1	35.2	34.9	-0.3	-0.9%
Fees					
PCT	514.9	545.6	597.2	51.6	9.5%
Madrid	108.0	114.6	121.5	6.9	6.0%
Hague	6.3	8.6	7.2	-1.4	-16.3%
Lisbon	-	-	0.1	0.1	-
Total fees	629.2	668.8	726.0	57.2	8.6%
Other income	16.4	9.3	14.8	5.5	59.1%
<b>TOTAL INCOME</b>	<b>680.7</b>	<b>713.3</b>	<b>775.7</b>	<b>62.4</b>	<b>8.7%</b>
<b>EXPENDITURE</b>					
Personnel expenditure	413.4	439.4	423.9	-15.5	-3.5%
Other expenditure	198.4	234.6	218.7	-15.9	-6.8%
<b>TOTAL EXPENDITURE</b>	<b>611.8</b>	<b>674.0</b>	<b>642.6</b>	<b>-31.4</b>	<b>-4.7%</b>
<b>SURPLUS/(DEFICIT)</b>	<b>68.9</b>	<b>39.3</b>	<b>133.1</b>	<b>93.8</b>	<b>238.7%</b>
<b>RESERVES AND WORKING CAPITAL FUNDS</b>	<b>243.1</b>	<b>248.1</b>	<b>341.9</b>		
Net special project expenditure (financed by reserve funds)	45.3	n/a	40.3		
<b>RESERVES INCLUDING IMPACT OF SPECIAL PROJECT EXPENDITURE</b>	<b>197.8</b>	<b>n/a</b>	<b>301.6</b>		
IPSAS adjustments in biennium	11.0	n/a	-22.5		
<b>RESERVES ON IPSAS BASIS</b>	<b>208.8</b>	<b>n/a</b>	<b>279.1</b>		
<b>REGISTRATION ACTIVITIES</b>					
Number of PCT applications	400,626	422,500	432,318	9,818	2.3%
Number of Madrid system registrations and renewals	131,241	141,500	148,598	7,098	5.0%
Number of Hague system registrations and renewals	11,153	13,302	12,181	-1,121	-8.4%

## Movement in Net Assets (RWCF) 2014/15

(Reserves and Working Capital Funds)



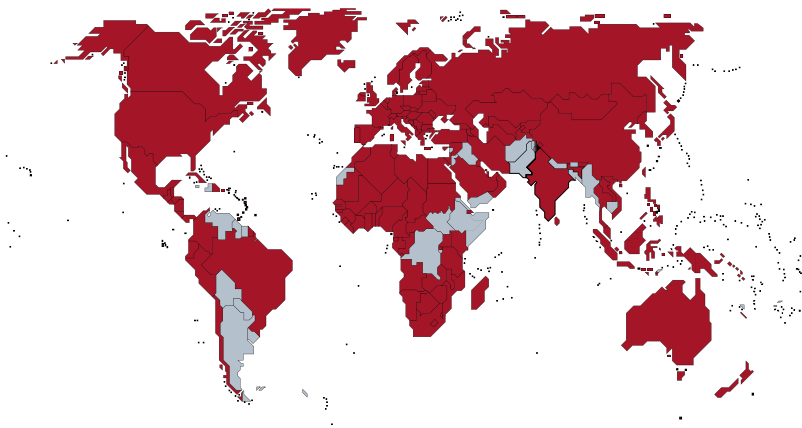
# グローバルIP制度

6. グローバルIP制度は、WIPOのプログラム、サービス及び財源の中核です。同制度は当機関最大の歳入源であり、国際協力の優れた成功事例として加盟国及び利用者が増加しています。参加及び利用の増加に伴い、同制度を真にグローバルなものにするという当機関の戦略的目標は、達成に近づきつつあります。

7. **PCT制度** 昨年、PCTの締約国は150カ国を超えました。ジブチ、クウェート、カンボジアが新たに加盟し、現在151カ国となっています。クウェートの加盟により、湾岸協力理事会を構成する6カ国すべてがPCT締約国となりました。

8. PCTに基づく国際出願は2015年に1.7%増加し、同年の出願総数は218,000件になりました。2016年はこれを上回る伸びが見込まれます。

## PCT Member States



9. 地理的には、引き続きアジアがPCT出願の中心で、2015年の全出願の43.5%を占めています。これに対して北米からの出願が27.6%、欧州からが27%となっています。国別では米国が最大の出願国であり、次に日本、中国、ドイツ、韓国が続いています。

10. 国際事務局が近年達成した目覚ましい成果の1つが、ePCT制度です。ePCTは、出願人、国や地域の知財庁及び国際事務局による国際出願の申請、処理及び管理に関する包括的な電子環境です。現在、50以上の国と地域の知財庁がePCTにアクセスし、43の知財庁で国際出願の申請を取り扱うなど、出願人に提供するサービスは向上しています。ePCTによる完全に電子化された出願申請は、アゼルバイジャン、ブルネイ・ダルサラーム、コロンビア、キューバ、イラン・イスラム共和国、オマーンを含む18の知財庁に拡大されています。2016年7月現在、出願人はePCTを通じて、PCTの国際公開で使用されている10の言語すべてで国際事務局とやり取りすることができます。ePCT開発の次の大きなステップは、外観と操作感を刷新し、より魅力的で使いやすい環境を構築することです。今年の終盤には新しいデザインが稼働する予定です。IT環境に関しては、上述の通り、PCT制度に不可欠なセキュリティ及び事業継続能力を引き続き国際事務局のポリシーの最優先事項とするため、サイバー・セキュリティと回復力が国際事務局における主要な課題となっています。



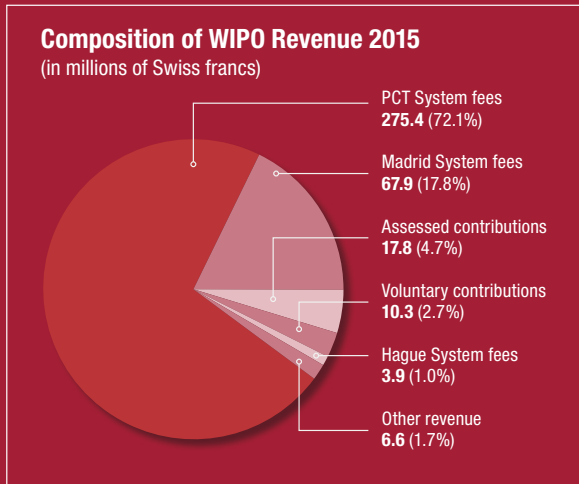
AMCに付託されたドメイン名紛争は2,750件

ハーグ制度に基づく申請は40%増加

125周年を迎えたマドリッド制度

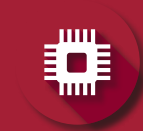
PCTを利用した出願は218,000件





### Top 5 Fields of Technology

Number of published PCT applications and share of total



**Computer technology**  
16,385 + 8.2%



**Digital communication**  
16,047 + 8%



**Electrical machinery, apparatus and energy**  
14,612 + 7.3%



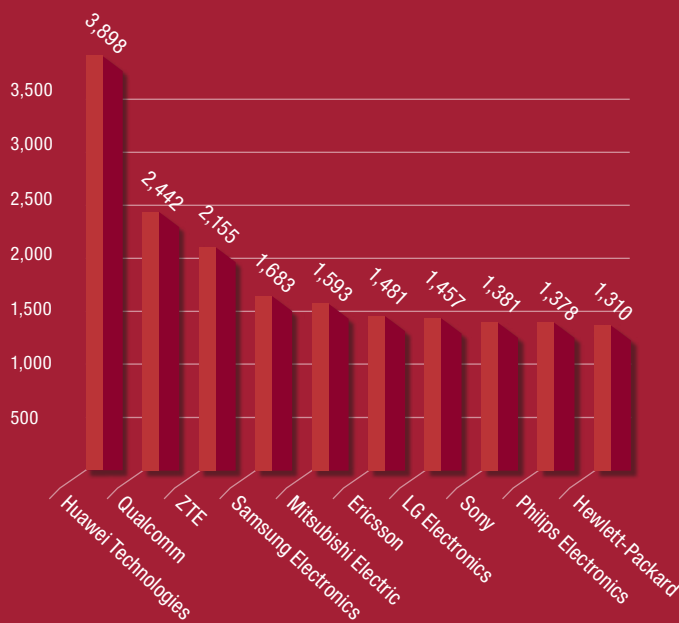
**Medical technology**  
12,633 + 6.3%



**Transport**  
8,627 + 4.3%

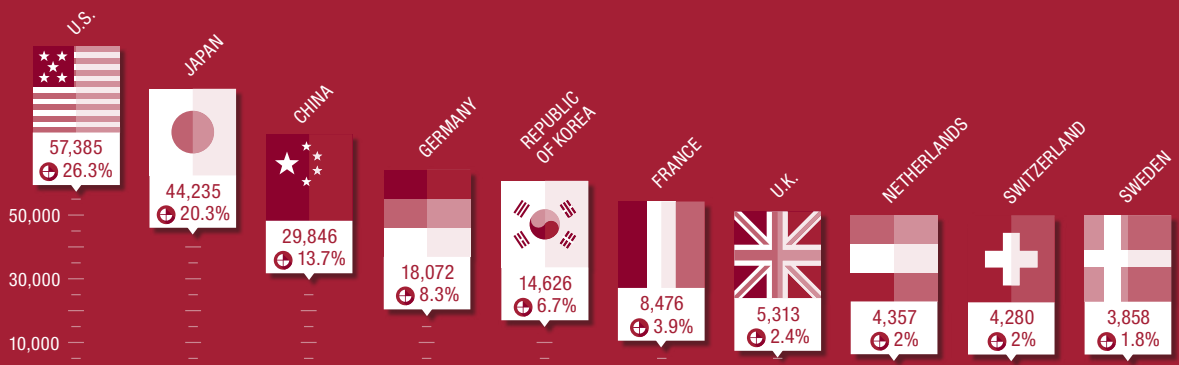
### Top 10 PCT Applicants

Number of published applications



### Top 10 Countries

Number of PCT applications and share of world total



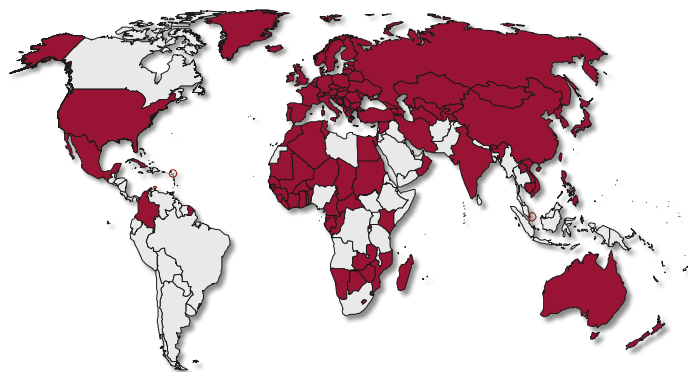
11. 今年、ウクライナ知的財産局とヴィシエグラード特許機構が活動を開始し、活動中の国際調査・予備審査機関の数は21に増えました。PCT同盟総会は、今年の総会でトルコ特許庁を22番目の国際調査・予備審査機関として指定する提案を検討予定です。

12. 国際事務局は、広報、研修及び顧客サービス活動を通じて、既存の出願人や出願を検討している人のニーズに応じています。国際事務局、受理官庁及び国際調査・予備審査機関が提供サービスに対する満足度を測るため、2015年にPCT利用者への包括的な調査が実施されました。この調査は2009年に実施された同様の調査に続くもので、1,000以上の利用者から回答が寄せられました。国際事務局が提供するPCTサービスに対する全体的な満足度を示す指標は89%で、2009年と比較してすべての分野で顕著な改善が見られました。来年にかけて、利用者が提案するWIPOサービス改善の可能性について検討することになっており、他の知財庁が提供するPCTサービスに関して回答者から提起された課題の周知を図りました。

**13. マドリッド制度** マドリッド制度への加盟は増えているものの、増加のペースは落ちています。2015年同盟総会以降、ラオス人民民主共和国がマドリッド制度に参加した結果、締約国数は97となり、(広域商標制度による国々の加盟により) 113カ国に広がっています。現在、世界の全地域でマドリッド制度への加盟が進んでおり、当機関は加盟を検討しているさまざまな国に積極的に働きかけています。来年は新たな加盟国があると見込まれています。

14. マドリッド制度の利用は引き続き増加しています。これは、地理的範囲の拡大に伴い同制度の魅力と価値が高まっていること、及び同制度が広く知られるようになるにつれ新規加盟国による利用が広がっていることを反映しています。マドリッド制度に基づいて申請された国際商標出願は2015年に2.9%増加し49,273と過去最高を記録しました。オーストラリア、米国が90%を占めています。マドリッド制度を利用した出願の2016年の伸びは、2015年を上回ると予想されています。

### Members of the Madrid System

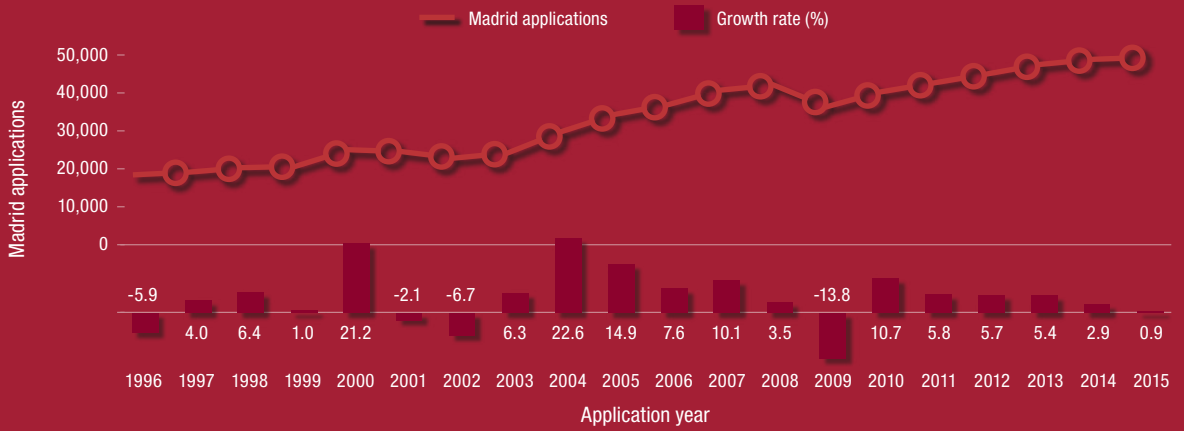


**113カ国に広がる97の加盟国・機関\* (EU及びOAPIを含む)**

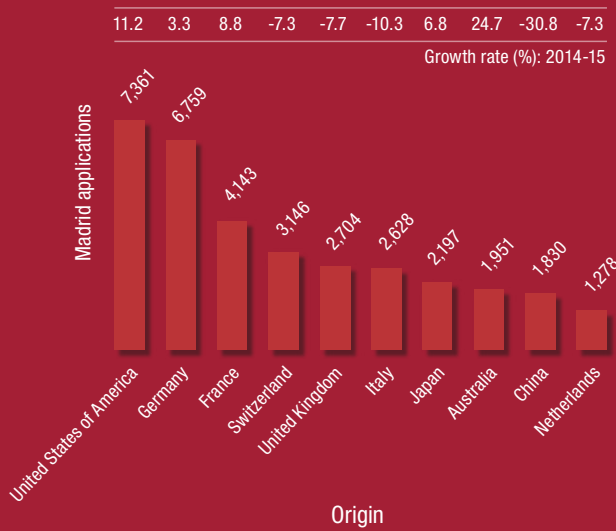
\*マドリッド議定書をすべてが締約しているが、内55カ国はマドリッド協定も締約



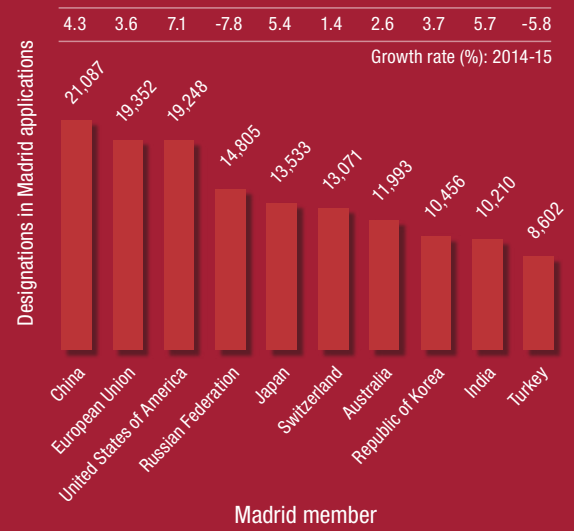
### Growth in Madrid Applications



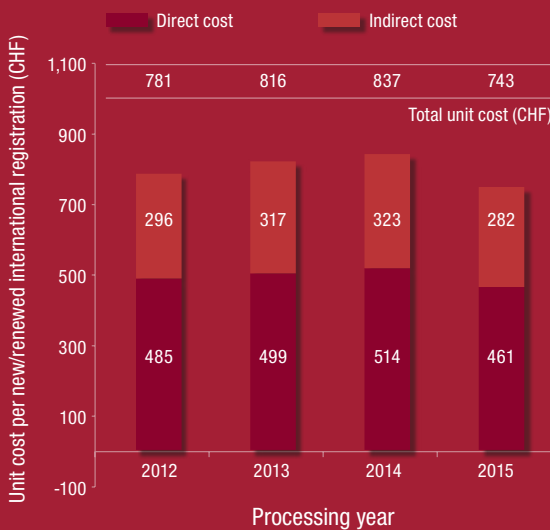
### Top Countries of Origin of Madrid Filings in 2015



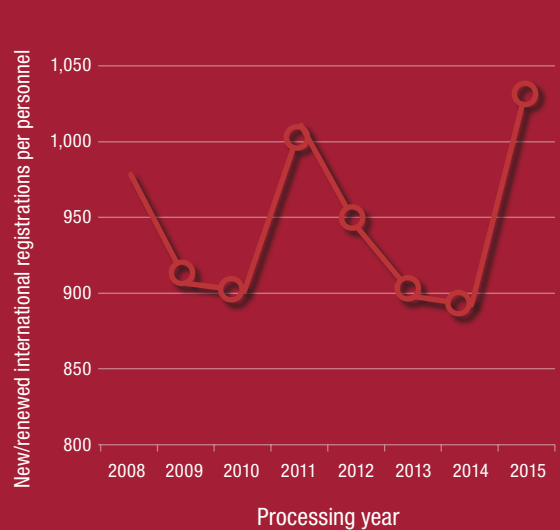
### Most Designated Contracting Parties in 2015



### Unit Cost per New/Renewed International Registration



### Productivity of Examination of New/Renewed International Registrations



15. 2015年に申請を行った上位10カ国の中で、オーストラリア(+32.3%)と米国(+11.3%)は2桁の伸びを示しました中国(+7.9%)と日本(+6%)も順調な伸びを記録しています。米国が2年連続で同制度の最大の利用者となり、ドイツがこれに続きました。出願人別で見ると、最も申請が多かったのはスイスの製薬会社Novartis AGで、2015年197件の出願を行い、ドイツの小売企業LIDL(152件)とフランスのL'Oréal(130件)がこれに続きました。欧州以外で最も申請が多かったのはAppleで85件の出願を行い7位にランクされました。保護が申請された上位5つの対象市場は、2015年も2014年と同じで、中国、米国、EU、ロシア連邦及び日本でした。

16. マドリッド制度の法的枠組みを近代化する取り組みは、マドリッド制度の法的発展に関する作業部会において継続され、マドリッド制度の基本原則に疑義をささむことなく、全加盟国のニーズに応じて発展させることを目指して今年6月にロードマップが採択されました。このロードマップは、基礎出願(登録)への従属性、分類に関する実務、標章の同一性の取り扱いなど、今後取り組むべき課題を提示しています。

17. 昨年の報告書では、マドリッド制度に関する当機関のサービスの効率性と品質を向上させる、意欲的な計画の開始を発表しました。この計画は2015年、明確な成果を出しました。出願1件当たりのコスト(国際登録の処理及び維持コスト)は大幅に減少し、審査の生産性に顕著な改善が見られました。さらに、1つを除くすべてのカテゴリーにおいて、処理期間が過去5年間の平均を下回りました。

18. 生産性と効率性の向上ペースは、マドリッド国際登録情報システム(MIRIS)の導入により2016年に鈍化しました。MIRISはマドリッド制度の現行の業務ニーズを支援し、利用者に対するオンライン・サービスを強化するための新しいITプラットフォームです。新システムへの移行による業務パフォーマンスへの影響は軽微なものにとどまると予想されていましたが、移行期間は予想より長引きました。MIRISシステムは現在完全に稼働しており、生産性が再び向上し、利用者向けサービスが改善することが期待されています。

19. マドリッド制度のIT環境は当機関が特に重視しているもので、内部処理と、加盟国の知財庁及び利用者との対話のための、包括的かつ総合的な環境の構築を目指しています。Madrid Monitorの導入により、サービス統合に向けて大きく前進しました。Madrid Monitorは、ROMARIN、WIPO Gazette of International Marks、Madrid E-Alert及びMadrid Real-Time Statusを通じてアクセスできる機能と情報を、1つのアプリケーションに統合したものです。今後数カ月間に、2つ目の新機能であるMadrid Member Profileデータベースが利用できるようになります。この新しいサービスは高度な検索システムを提供し、標章の国際登録に関連するマドリッド制度の参加知財庁の手続きについて、広範な情報へのアクセスが可能になります。このデータベースは開発の最終段階にあり、マドリッド加盟国が提供する情報が取り込まれ次第、公開される予定です。

20. マドリッド制度は2016年に125周年を迎え、一連の記念行事が行われています。これらの行事を通じて、世界中のさまざまな業界の数千の個人起業家、中小企業及び多国籍企業が主要輸出市場でマドリッド制度により標章を保護しているというメッセージが伝えられています。マドリッド制度の開始以降、100万をはるかに越える標章が登録され、現在630,000近くの国際登録が有効に存続しています。この中には、世界中で親しまれ、広く知られている標章も数多く含まれます。目覚ましい成長ぶりは、マドリッド制度が便利で、コスト効果が高く、広範な地理的範囲に及んでいることを示しています。

**21. ハーグ制度** ハーグ制度への加盟は、引き続き緩やかな拡大を見せました。2015年同盟総会以降、トルクメニスタンと北朝鮮が、最新のハーグ制度を反映したジュネーブ改正協定(1999年)に加盟し、締約国数は51カ国になりました。マドリッド制度と同様、同制度に未加盟のカナダ、中国、ロシア連邦、ASEAN諸国などがハーグ制度への加盟に積極的な関心を示しています。

22. 意匠保護の主な利用者である韓国、日本、米国の加盟(年代順)によりハーグ制度は変化を遂げ、国際的な知的財産制度の中で主要なものになる可能性があります。出願数は2015年に40.6%増加し、2016年のこれまでの出願数を見ると、今年も同水準での増加が予想されます。需要の増加は、新規加盟国だけでなく、同制度に長年加盟してきた国々の利用者にも起因しています。これは、地理的範囲の拡大により、同制度を利用するメリットが高まっていることを示しています。

23. 2015年の出願の上位5カ国はスイス、ドイツ、韓国、フランス、イタリアでした。出願人別で見ると、出願数の上位はSamsung Electronics、Swatch、Fonkel Meubelmarketing、Volkswagen、Procter & Gambleでした。

24. 意匠出願を実質的に審査する制度を有する国々が新規加盟することによって、ハーグ制度の運用が複雑になるという影響が予想されています。しかし、ITプロセスやITツールの開発により、制度の管理を担当する事務局と利用者の双方に対して、複雑化の影響をある程度緩和することができます。WIPOのデジタル・サービスは、国際出願と国際登録の出願及び維持に関して、総合的かつ対話型で使いやすい環境をハーグ制度のすべての利用者に提供するため、進化し続けています。この点に関して、利用者がオンラインで出願状況を確認し正式に欠陥の訂正を提出することができる新しいインターフェースを2016年3月に立ち上げるという大きな動きがありました。ハーグ制度は拡大を続けており、当機関による出願処理と、利用者及び締約国の知財庁との対話を行うための、包括的かつ総合的なIT環境の構築が重要なプロジェクトになります。

25. 現在、ハーグ制度が設立されてから90年が経過しており、単一の制度構築を実現し、ハーグ条約を構成する複数の協定を適用することから生じる複雑さを排除するための作業が、今後の課題として残っています。前回の同盟総会以降、この目標に向けて大きな進展が見られました。ロンドン改正協定(1934年)の終了に関する同意が、最後に残っていたスリナムとエジプトの2カ国から得られたことにより、ハーグ同盟による同協定の終了決定が発効します。さらに北朝鮮のジュネーブ改正協定への加盟により、ハーグ改正協定(1960年)のみを締約している国は、ベリーズ、モロッコ、スリナムの3カ国のみとなりました。ハーグ同盟を形成するすべての国が、ジュネーブ改正協定(1999年)を締約することを目指します。

**26. リスボン制度** 原産地名の保護及びその国際登録に関するリスボン協定の締約国は、28カ国となっています。前回の同盟総会以降、リスボン制度に基づいて新たに50件の国際出願が受理されました。そのうち34件はイタリア、16件はイラン・イスラム共和国からの出願で、リスボン制度に基づく国際登録の総数は1,060件となりました。うち955件が有効に存続しています。リスボン協定のジュネーブ改正協定に関する話題を以下に挙げます。

27. 2015年に開催された外交会議の終了後、新たに4カ国がリスボン協定のジュネーブ改正協定に署名し、署名国は合計15カ国となりました。5カ国が批准又は加盟した時点で、ジュネーブ改正協定は発効します。

28. WIPO総会の2015年會合で、リスボン同盟総会は、リスボン協定及びリスボン協定のジュネーブ改正協定に基づく共通規則の策定のための作業部会を発足させました。この作業部会は2016年6月に最初の會合を開き、各国の代表者らは共通規則の最初の草案を検討し、さらに同制度の2年間の赤字見通しの解消法、及び財務の持続性に関する選択肢について議論しました。

**29. WIPO調停仲裁センター** 調停仲裁センターは、知的財産紛争について、法廷での訴訟より時間効率及びコスト効率の高い代替手段を提供しています。同センターでは、事案の処理と、裁判外紛争処理手段(ADR)に関するポリシー及び専門知識の提供を行っています。

**30. ドメイン名** ブランド所有者は、ドメイン名に商標(新旧を問いません)が不正利用される可能性に直面しており、WIPOの不法占拠防止に関する紛争解決手続きを頼みとしています。WIPOのサービスは、機会に便乗しようとするドメイン名登録慣行の阻止を図ることにより、消費者が真正なウェブ・コンテンツを見つけることを支援し、グローバルなドメイン・ネーム・システムの信頼性を高めます。

31. 同センターが1999年に初めてWIPOによるドメイン名紛争統一処理方針(UDRP)に基づく事案を処理して以来、WIPOに申請された事案の総件数は、約65,000のドメイン名を含む35,000件以上となっています。

32. WIPOが受理したドメイン名の不法占拠に関する事案の総件数は、2015年に前年比4.6%増加し、商標の不正利用を主張する商標権所有者が申請した事案は2,754件に上りました。2016年8月31日までにWIPOが受理した同事案数は2,021件で、前年の同じ時期に比べて11.9%増加しています。

33. WIPOのUDRPに基づく2015年の事案には177カ国の当事者が関与し、インターネットのグローバル化と、WIPOが管理する手続きへの参加者の世界的広がりが浮き彫りになりました。告訴人の上位3業種は、ファッション（全事案の10%）、銀行・金融（9%）、インターネット・IT（9%）でした。事案は、45カ国からのWIPOの仲裁人313名によって裁定され、手続きは15種類の言語で実施されました。

34. 国ごとに割り当てられたトップレベル・ドメイン（ccTLD）は2015年の全事案の14%を占め、現在75の登録機関がこのWIPOのサービスを利用しています。

35. 新たに導入された分野別トップレベル・ドメイン（gTLD）のドメイン名登録により、UDRP関連事案が定期的に発生しています。申請された1,400事案のうち1,000事案以上が新たなgTLDの運用に関するもので、gTLDに関する事案は、2016年の現時点までのWIPOによる取扱件数の約15%を占めています。

36. WIPOは、UDRP及び権利保護のその他の仕組みを見直すため、ICANN（Internet Corporation for Assigned Names and Numbers）が実施しているプロセスを注意深く監視しています。

37. 知的財産紛争 調停仲裁及び専門家による決定に関するWIPO規則に基づいて提供される手続きは、訴訟の長期化や高額な費用により不当に妨害されることのない知的財産利用の促進を目的としています。

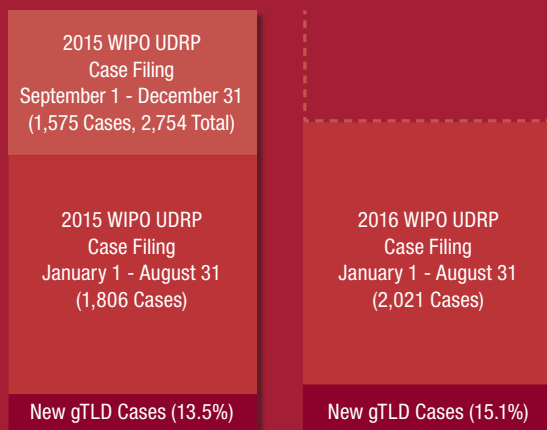
38. 特許、商標、ソフトウェア、研究開発、フィルム及びメディア、フランチャイズの各分野において、事案が申請されています。同センターは、1999年の最初の事案以降、460件を超える調停、仲裁及び専門家による決定の事案を処理してきました。紛争処理額は20,000米ドルから10億米ドルに及んでいます。

39. WIPOは、関連する知的財産機関や著作権機関と協力して、当該機関における権利紛争の解決を支援するリソースを提供しています。現在、ブラジル、コロンビア、インドネシア、メキシコ、フィリピン、シンガポールの知的財産機関や著作権機関、及び韓国の知財専門家との連携が進められています。同センターは関連する事例をまとめ、2015年に知的財産機関及び裁判所の裁判外紛争解決の選択肢に関するWIPOガイドを発行しました。2016年1月以降、同センターは、米国特許商標庁（USPTO）の商標審査部（TTAB）及び特許審査部（PTAB）に先立つ手続きに関する有効な紛争解決サービス・プロバイダーの1つに挙げられています。

### Growth in Hague Applications

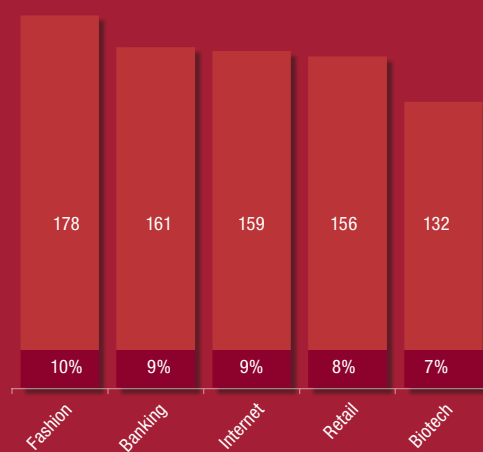


### WIPO UDRP Case Filing 2015-2016 (August 31)



### Top 5 Areas of Commerce 2015 WIPO UDRP Cases

Number of Cases Filed and Percentage of Total Filing





# 国際的な法的枠組み



40. **既存の条約** 昨年は、WIPOが管理する条約への加盟が非常に多い年でした。2015年9月以降、42の新規加盟があり、前年に比べ2倍近い数字となりました。その多くは、昨年に続き開発途上国からの加盟でした。現在、100以上の加盟国を抱える条約は4つあり、過去5年間の加盟率に基づくと、2020年までに少なくともさらに5つの条約の加盟数が100カ国に達する可能性があります。

41. 今年6月には、全盲、視覚障害又はその他のプリント・ディスプレイのある人々の出版物へのアクセス促進のためのマラケシュ条約に20番目の加入書が寄託されるという重要な節目に達し、同条約は2016年9月30日に発効します。マラケシュ条約の最初の同盟総会は、現在の2016年総会の会期中に開催される予定です。

42. 視聴覚的実演に関する北京条約（2012年）でも発効に向けた有望な進展が見られ、現在までに13カ国が加盟しました。今後2年間で、発効に必要な加盟数の30カ国に達すると見込んでいます。

43. 昨年、多くの**常設委員会**で緩やかな進展が見られました。各委員会からの報告書が総会に提出されていますが、ここでは詳細な報告は控えます。ただし、今後の対応について決定が必要な段階に来ている事項もあります。意匠法条約(DLT)の草案は2015年総会での決議の対象で、条約採択のための外交会議を開催するには、2つの未決事項について合意を得られることが条件となりました。商標、意匠、地理的表示の法律に関する常設委員会は、この2つの点についてほぼ合意に達しました。現在の総会は、残る相違点を加盟国が調整し、2017年の外交会議への道筋をつける場となっています。知的財産並びに遺伝資源、伝統的知識及びフォークロアに関する政府間委員会(IGC)の現行二年間の集中的作業プログラムが2016年の総会で採択され、現在進行中です。2017年総会で成果を発表するためには、来年はIGCにとって極めて重要な年になるでしょう。最後に、放送に関してはこの20年間、当機関で法的枠組みに関する議論が続けられています。著作権・著作隣接権常設委員会においてある程度の進展がありましたが、この議論を続けるか否か、続ける場合どのように進めるか、加盟国にとっての決断時期が迫っています。

WIPOが管理する条約に42の新規加盟

20カ国目の  
批准により  
マラケシュ  
条約が発効



Stevie Wonder氏は、国連で全加盟国に対してマラケシュ条約の批准を求めました。

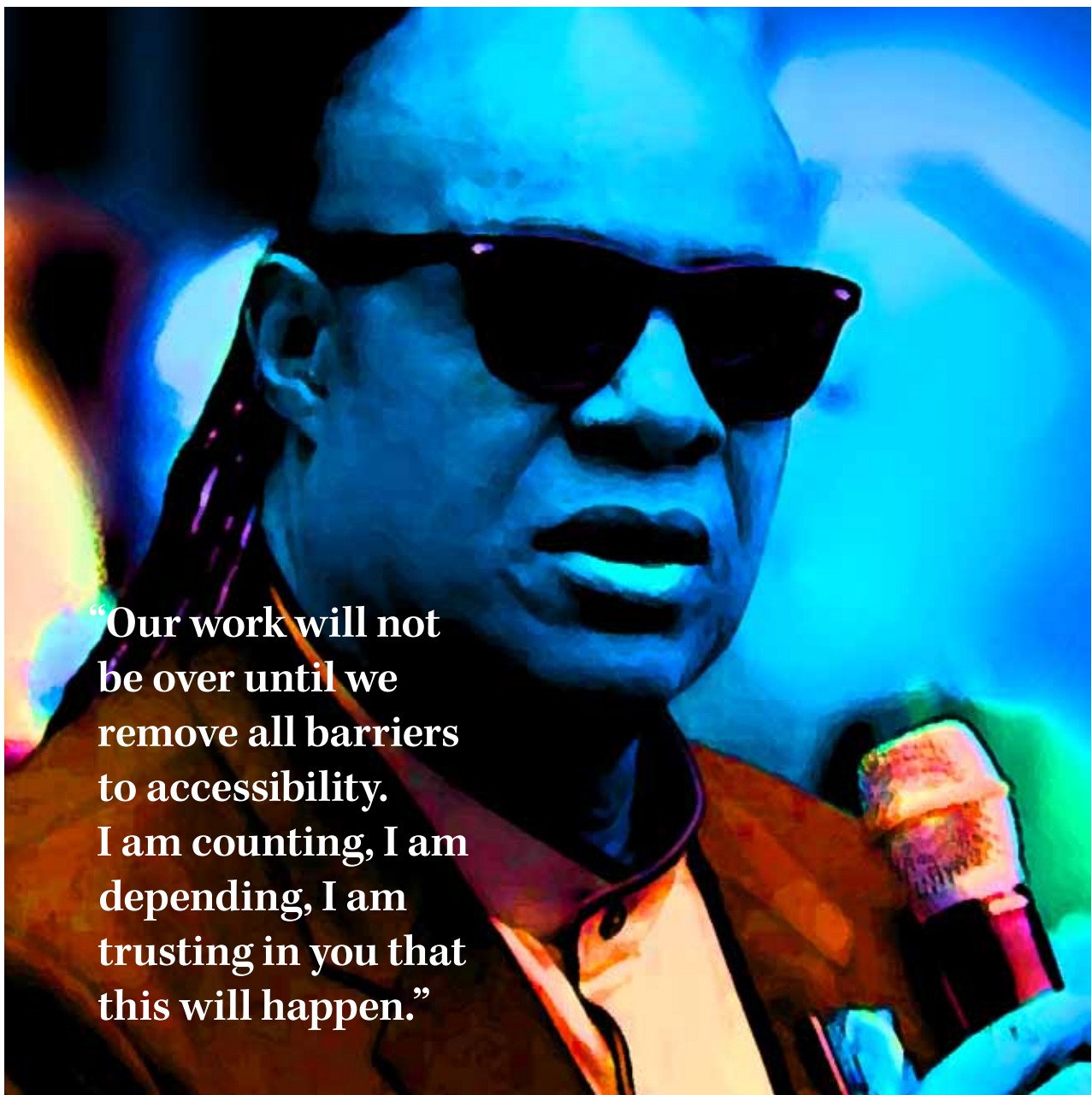


Image: UN/WIPO

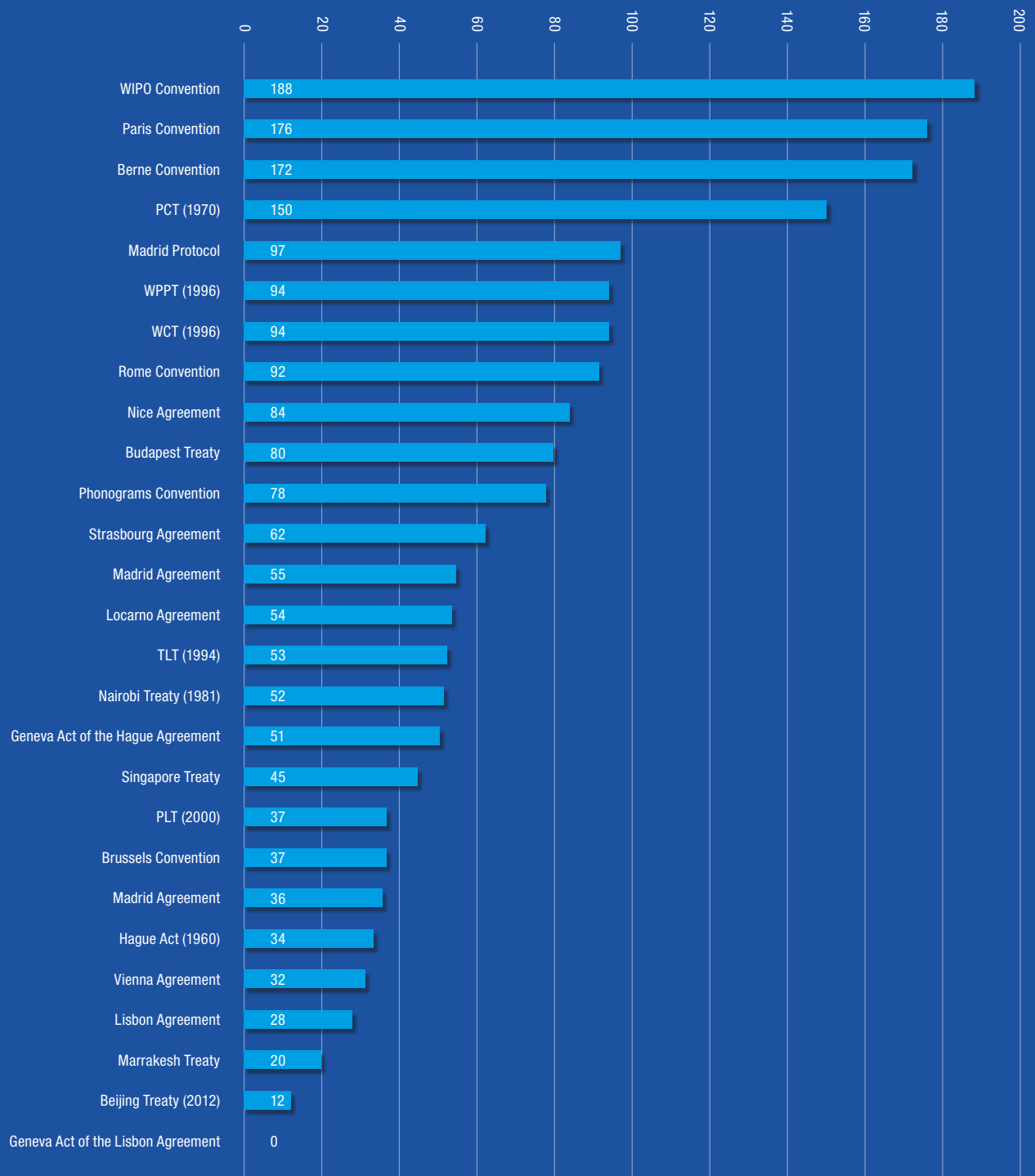


Photo: WIPO

グローバル・デジタル・コンテンツ・マーケットに関するWIPO会議では、新しいテクノロジーがクリエイティブの世界を変革する中、クリエイターや消費者を取り巻く変化について議論しました。

44. 2016年4月、WIPOは、デジタル革新がクリエイティブの世界に与える影響を探るため、グローバル・デジタル・コンテンツ・マーケットに関する国際会議を開催しました。文化、そして文化を特徴づける創作物を表現し、伝える方法は飛躍的に変化しています。この変化の基盤となっているのがテクノロジー、特にデジタル・テクノロジーとインターネットで、創作物の保存、再現及び配布を容易にし、未曾有のレパートリーへのアクセス、受け手の世界的な広がり、創作物の価格の大幅な低下の可能性を生み出しています。しかしながら、こうした大きな変化により、創作物を保存、配布する方法に加え、創作物の制作、配布及び消費を可能にする、またはそれに伴うビジネスの仕組みにも、広範に混乱が生じています。この会議では、WIPO加盟国の中から実務家や専門家の方々を招き、デジタル技術がコンテンツの販売や配信にもたらす膨大な機会と、混乱から生じる課題について議論を行いました。1,000人を超える方々が会議に参加し、こうした国際的な議論が時宜にかなったものであることが示されました。

## Number of Contracting Parties to WIPO-Administered Treaties – June 2016



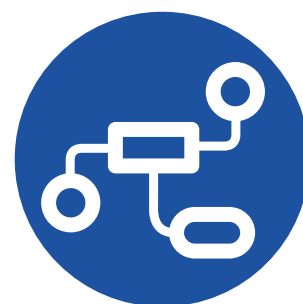
# グローバル・データベース、 ツール及びプラットフォーム

**45. グローバル・データベース、検索ツール及び国際分類** WIPOは、複数のグローバル・データベースと、関連するテクニカル・ツール及び言語検索ツールにより、IP関連のグローバル情報を提供してきました。このサービスにより、政策立案者、イノベーションのステークホルダー及び学界は、IP制度がもたらす経済やビジネスの情報を利用して、政策分析やビジネス上の意思決定を改善し、テクノロジーや知識にアクセスし、イノベーションを促進する制度を構築することができます。昨年、これらのグローバル・データベースと関連ツールの開発において目覚ましい進展が見られました。

**46. 5つのグローバル・データベースが現在及び過去のIP情報へのアクセスを提供し、数千万のデータ・レコードが知識及びインテリジェンスとして政策立案者、IPステークホルダー、研究者及び一般市民に役立っています。** WIPOのグローバル・データベースに含まれるデータ・レコードの総数は1億に近づきました。このデータ・レコードは独自の「IPビッグ・データ」となり、WIPO及びそのステークホルダーは、機械翻訳や画像認識などパワフルなネットワーク化技術や機械学習技術を利用し、その恩恵を享受することができます。

**47. パテントスコープ** パテントスコープは、特許データを提供する各国知財庁の増加に伴い（36カ国の知財庁と3地域の知財庁—ヨーロッパ知財庁（EPO）、ユーラシア特許庁（EAPO）及びアフリカ広域知的所有権機関（ARIPO））、本格的な世界的特許データベースとして貴重な存在となっています。データベースは拡大が続き、昨年以降、チュニジアの特許コレクションと中国の実用新案コレクション（400万件の記録）のほか、韓国及び英国の特許コレクションの明細書とクレームの追加により、500万を超える検索可能なフルテキスト文書がデータベースに追加されました。

**48. グローバル・ブランド・データベースとグローバル・デザイン・データベース** グローバル・ブランド・データベースは、マドリッド制度による商標データ、リスボン制度による原産地名データ、パリ条約第6条の3に基づいて保護される紋章及び30カ国の国内登録商標データを収録しています。世界中の視覚的に類似した画像や商標の図形要素を検索することを可能にした、グローバル・ブランド・データベースの画期的なイメージサーチ機能は、知財庁及び利用者の双方から高く評価されており、改良が続けられています。グローバル・デザイン・データベースは2015年1月に立ち上げられ、現在、国内の意匠コレクションとハーグ制度からの約160万のデータが収録されています。ジョージア、ドイツ、ヨルダン、マレーシア、モルドバ、パプアニューギニア及び韓国の商標データがグローバル・ブランド・データベースに追加され、日本、スペイン及び米国のデータがグローバル・デザイン・データベースに追加されました。グローバル・ブランド・データベースのレポートには、該当する商標が表示されるように改良されました。

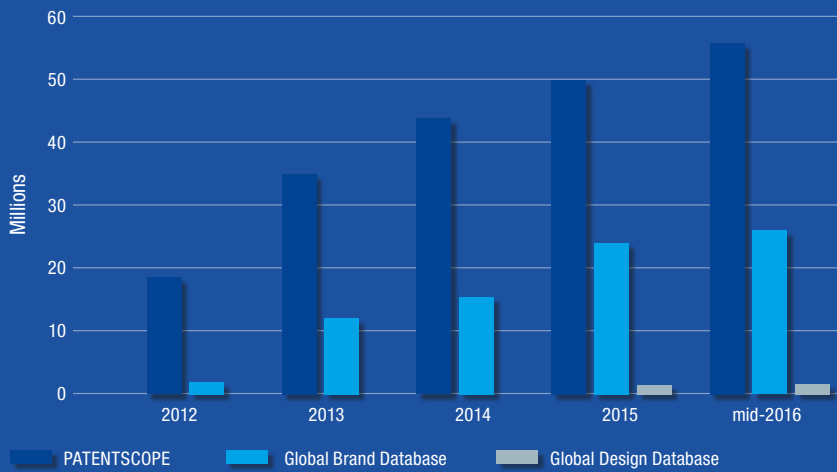


24の知財庁が  
WIPO CASEを通じ  
て情報を共有

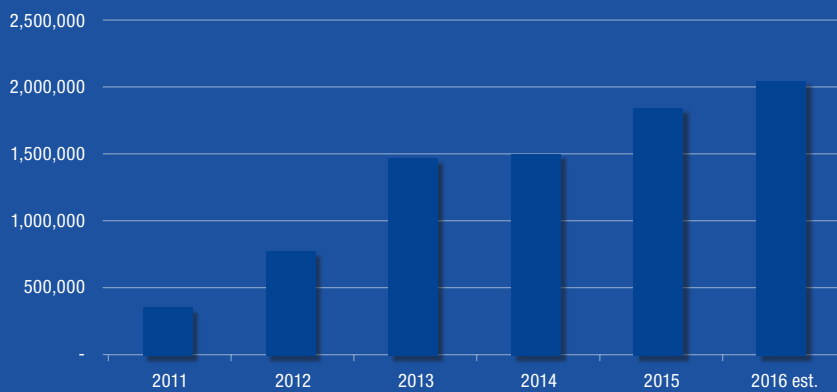
14言語で検索  
可能なパテント  
スコープ

WIPOの無  
料グローバル  
データベースに含  
まれるデー  
タ・レコード  
は1億

### Global Database Data Records



### Number of WIPO Lex Users

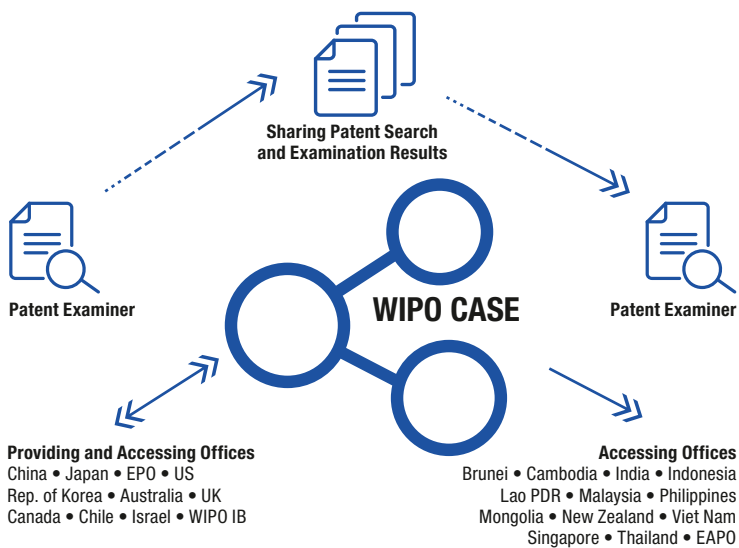


### Top 25 Countries Using WIPO Lex

(% of total sessions)

Rank	Country	% of total sessions	Number of Sessions
1	United States	7.98%	203,287
2	Philippines	5.54%	140,983
3	Mexico	5.27%	134,232
4	Colombia	3.54%	90,105
5	India	3.44%	87,462
6	Morocco	3.30%	84,042
7	France	3.15%	80,255
8	Costa Rica	2.88%	73,293
9	Spain	2.58%	65,753
10	United Kingdom	2.57%	65,335
11	Russian Federation	2.36%	60,084
12	Peru	2.32%	59,166
13	Indonesia	2.19%	55,862
14	Panama	2.10%	53,533
15	Kenya	1.86%	47,284
16	China	1.83%	46,653
17	Ecuador	1.70%	43,258
18	Germany	1.43%	36,501
19	Italy	1.19%	30,302
20	Netherlands	1.14%	28,936
21	Argentina	1.12%	28,453
22	Canada	1.07%	27,251
23	Dominican Republic	1.05%	26,718
24	Algeria	1.03%	26,216
25	Ukraine	1.02%	25,969





WIPO CASEは、知財庁の特許検索及び審査結果、並びにその他の関係書類情報のオンライン共有を実現

**49. WIPOレックス** WIPOレックスは、加盟国と事務局が共同で行っている取り組みで、IP関連の法律及び条約の最も包括的でグローバルなコレクションへの無料アクセスを提供するものです。WIPOレックスは、約200カ国の国内法規制、770のIP関連の国際条約から12,935件のレコードを収録しています。レコードの約40%は過去5年間にデータベースに追加されたものです。WIPOレックスの利用者は世界中で増え続けています。今年、WIPOレックスは年間閲覧数2,000万という大きな節目を超えました。2010年の立ち上げ以来、700万を超える利用者がWIPOレックスにアクセスし、2,100万ページ以上を閲覧しています。利用者の上位25カ国を表した図（17ページ）が示すように、世界のさまざまな国で利用されています。

**50. 多言語テクノロジーと検索ツール** WIPOは、IPビッグ・データの検索、取得及び分析の価値を高めるための独自ツールの改善を続けています。昨年、パテントスコープに統合されているWIPO独自の機械翻訳ツール「WIPOトランスレート」（WIPO Translate）の機能は拡大を続け、要約及びタイトルの翻訳において英語を含む8言語が対応するようになりました。翻訳エンジンのスピードも改善され、説明文及びクレームの全文を中国語と英語の間で翻訳することが可能になりました。特許翻訳の性能は、一般的に利用できる機械翻訳ツールのほとんどを常に上回っており、その品質は姉妹機関からも評価されています。WIPOトランスレートは、ニューヨークの国際連合本部及び複数の国連専門機関の要請により、カスタマイズ版が各機関に配備され、翻訳作業促進のために積極的に活用されています。

51. パテントスコープにおける多言語対応の検索機能は、いくつかの点で強化されました。デンマーク語とポーランド語が当多言語検索（CLIR）機能に追加され、合計14の言語がサポ

ートされるようになりました。また、革新的な新機能（ChemSearch）が導入され、ユーザーは、公開済みのPCT出願と米国における特許出願と特許登録に対して、化学式を名称、特に国際一般名（INN）で検索できるようになりました。化学式は、名称、式、埋め込み図面のいずれかで表示されていても、タイトル、要約、説明文及びクレームの中から検索することができます。

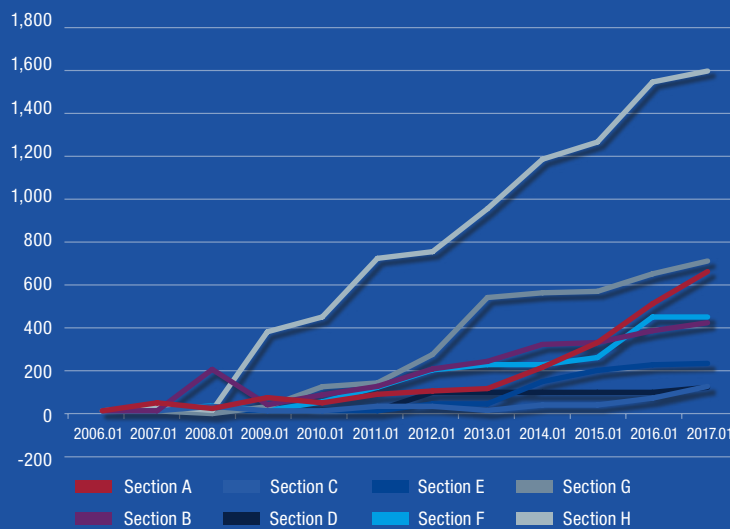
**52. WIPO標準** 機械によりサポートされた検索ツールでの検索を可能にするために、IPデータは、共通の技術標準に従った形式及び構造で記録される必要があり、これらはWIPO標準として推奨されています。2016年3月に加盟国はWIPO標準に関する作業を再開し、いくつかの新標準または改訂標準を採用しました。その中で特に検索ツールにおいて関係性と重要性の高いものが、DNAなどのヌクレオチド及びアミノ酸の配列表、音商標のデータ形式、参考文献の電子引用（特許文書における科学雑誌記事など）、並びに機械読み取り可能な形式及び構造（XML）でのあらゆる種類の工業所有権情報の処理に関するWIPO標準です。

**53. 国際分類** WIPOは、WIPO条約によって確立された4つの国際分類（国際特許分類（IPC）、標章の登録のための商品及びサービスのニース分類、標章の図形要素のウィーン分類、意匠のロカルノ分類）を管理しています。IPC及びニース分類は、新技術の開発促進や商品ライフサイクルに遅れをとらないよう、より頻繁に更新、改訂されるようになりました。IPCの新規細分類の数も、2015年の480から2016年には684に増加しました。こうした進展は、電気分野（セクションH）を中心に技術開発が進んだことを示しています。新しいIPC改訂管理ソリューション（IPCRMS）に基づく最初のIPCの2017.01バージョンが早々に発行され、発行のコスト効率と時間効率が改善



## International Patent Classification

Evolution of number of groups per section since 2006.01



されました。IPCRMSは2015年10月13日の正式リリースにより利用が開始され、IPCの改訂に積極的に貢献または参加しているIPCの加盟国と知財庁に公開されました。

54. ニース分類（商標の登録のための商品及びサービスの分類）の加盟国は、商品及びサービスのリストの改善及び明確化のために、300項目の追加、469項目の変更、及び7項目の修正を行いました。2015年に開始したクラス・ヘディングの改訂作業は延長され、利用者に明確な指針を与えることで分類作業が簡素化されるものと期待されています。

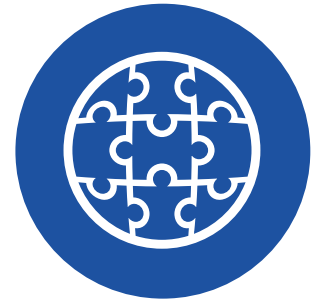
55. ロカルノ分類（意匠の登録のための分類）の加盟国は、2016年に141項目の追加、82項目の修正を行いました。これらは2017年1月1日に発効するロカルノ分類第11版に盛り込まれる予定です。

**56. グローバルIPプラットフォーム—WIPO DASとWIPO CASE** WIPOはグローバルIPプラットフォームを提供し、IP国際出願の申請処理を支援するために知財庁が情報や文書の統合又は共有を必要としている業務プロセスの改善を図っています。このプラットフォームは知財庁のさまざまなニーズを念頭にデザインされ、知財庁が自らのIP業務システムと容易に統合できるようWIPO標準を活用しています。

57. WIPO DAS (Digital Access Service) は、特許優先権書類を安全に交換するため、現在11の参加知財庁と当機関によって利用されています。前二年間は参加者数に大きな変化が見られませんでした。同制度への参加、及び同制度の利用を意匠出願の優先権書類の交換に拡大することについて、知財庁からの関心が高まっています。

58. WIPO CASEプラットフォームは、特許審査官が検索及び審査結果を共有することができるシンプルな「ワンストップ」ソリューションを提供し、品質と生産性の向上を促進しています。このプラットフォームは現在、24の知財庁によって利用されており、この中には特許検索及び審査書類を他の知財庁に提供する10の「提供庁」が含まれます。五大特許庁のすべてが提供庁として参加しており、間もなく複数の提供庁が新たに加わる予定です。

# 開発協力と能力開発



**59. 国家IP戦略／計画** 当機関は引き続き、移行国（発展途上国から先進国への移行期にある諸国）、開発途上国及び後発開発途上国（LDC）に対し、国全体の開発計画に沿い、かつイノベーションと創造性の促進を可能にする国家IP戦略の立案、作成及び実施への支援を行いました。2015年末までに、合計62カ国（アフリカ地域26カ国、アラブ地域2カ国、アジア太平洋地域8カ国、ラテンアメリカ及びカリブ海地域8カ国、移行国18カ国）が国家IP戦略を導入済み若しくは導入中で、内19カ国がLDCでした。

**60. 技術インフラ** WIPOは長年にわたって知財庁に技術支援を行い、出願人及び知的財産権所有者をはじめとする知財庁の利用者に質の高いサービスを提供できるようサポートしてきました。この技術支援の基礎となる工業所有権管理システム（IPAS: Industrial Property Administration System）は、現在世界77カ国で利用されています。IPASシステムは、ペーパーレス処理（WIPOスキャンとEDMS）、IP情報のオンライン提供及び配信（WIPOパブリッシュ）、並びに出願書のオンライン提出及びその後の処理（WIPOファイル）を可能にするモジュールによって補完されています。このように、完全にデジタル化されたオンラインのビジネス環境で業務を行う知財庁にとって、包括的なソリューションとなっています。知財庁によるIPASの利用をサポートするために、WIPOは業務プロセス分析、ワークフローの策定、IPレコードのデジタル化、研修及び知識移転、並びに継続的サポート及びフォローアップにより、支援の取り組みを強化しています。

**61. 著作権共同管理の分野では、WIPOコネクト（WIPO Connect）システムの第1フェーズの開発が終了しました。WIPOコネクトは、変化の速いビジネス環境において共同管理組織（CMO）が権利及びロイヤルティを効果的に管理するための相互接続ソリューションです。2年間にわたる当プロジェクトは2016年半ばに無事完了し、開発途上国の2つのCMOで試験的導入が予定されています。2017年からは、より広範に展開され、従来のWIPOCOSシステムからの切り替えが始まる見込みです。プロジェクトの第2フェーズは間もなく開始され、現行の音楽著作権のサポートに加え、実演家の権利がサポートされる予定です。**

**62. 技術・イノベーション支援センター（TISC）は、当機関の最も好評なプログラムの1つで、イノベーションを支援する機関の国際・国内ネットワークを拡大しています。このプログラムは、国内外との連携を通じて、スタッフを研修し、学界、調査機関及び企業の現地の利用者を支援することによって、特許情報や科学技術文献のさまざまなデータベースの技術情報を調査し利用する能力を高めています。現在52の加盟国で国家TISCプロジェクトが進められており、450を超えるセンターが設立され、さらに加盟国からの20件以上の要請がWIPOと各国のパートナー機関により処理されています。この1年で現地研修イベントは35回実施されました。また、国家TISCプロジェクトの効果を高め、長期的に持続可能なものとするため、e-チュートリアルやウェビナーを通じてオンラインでリソースが追加提供されました。新しく開始されたTISCクリニック（TISC Clinics）サービスは、対象となる開発途上国の発明家に無償支援を提供する発明家支援プログラム（IAP: Inventor Assistance Program）にリンクしています。このサービスを通じて、TISCは技術検索の新しい需要を開拓し、提供するサービスの幅を広げる予定です。TISCの年次オンライン調査によりすると、TISCは昨年、特許及び非特許データベースへのアクセス、特許検索の実行に関するサポート、並びに知的財産の管理・研修の支援に関連して40万件以上の照会を受けました。**

77の知財庁がWIPOのIPASデジタル・ビジネス・ソリューションを利用

450のTISC（技術・イノベーション支援センター）が稼働

62カ国が国家IP戦略を策定

WIPOアカデミー遠隔学習プログラム参加者の82%がパフォーマンスの改善を表明

セネガル、ダカールで開催された2015年のアフリカ閣僚会議では、新興アフリカ諸国における知的資産の重要性を取り上げました。



Photo: Cheikh Samba Diop

63. 当機関とTISCのパートナーシップは特許情報から価値を生み出すことにより強化されています。WIPO Patent Landscape Reports (PLR) と Patent Registers Portal (PRP) の2つの特許分析プロジェクトは、加盟国から強い支持を得ました。昨年、「パーム油生産、廃棄物の処理及び利用に関する技術 (Technologies Related to Palm Oil Production, Waste Treatment and Exploitation) 」と「微細藻類に関する技術 (Technologies Related to Microalgae) 」の2本のPLRが作成されました。いずれのレポートも、これらの技術に取り組んでいる開発途上国及び後発開発途上国の要請やニーズに応じて作成及び発行されたものです。これらのレポートは、公衆衛生、農業及び環境の分野でWIPOがこれまでに作成した11本のPLRと、他の機関が発行しWIPOのウェブサイトで公開されている170本を超えるPLRをまとめたものです。特許分析に関する知識の移転と、TISCを長期的に持続可能なものとするを旨とし、PLR作成ガイドライン (Guidelines on Preparing PLRs) が発行されました。PLR作成のための無料オープンソース・ツールの利用に関するマニュアル (Manual on Using Free-of-Charge and Open Source Tools for Drafting PLRs) も、間もなく発行される予定です。これらの文書は、PLR作成能力を向上する目的で、特許分析に関するTISC研修の基礎として利用されます。

**64. 開発アジェンダ** WIPOの開発の取り組みは、開発アジェンダの勧告に沿って、当機関のプログラムの中心的な位置を占め、プログラム全体に組み込まれています。開発と知的財産に関する委員会 (CDIP: Committee on Development and Intellectual Property) は過去12カ月間に、ブルキナファソ及び一部アフリカ諸国の視聴覚産業の強化開発に関するプロジェクト、経済開発のためのパブリックドメイン情報の利用に関するプロジェクト、並びに開発途上国及びLDCにおける知的財産権教育及び専門家研修に関する司法研修機関との協力に関するプロジェクトの3つのプロジェクトを承認しました。これらのプロジェクトは2016年7月に開始されました。

65. ブルキナファソ及び一部アフリカ諸国の視聴覚産業の強化に関するプロジェクトの第1フェーズの具体的成果に対する加盟国からの好評を受けて、2016年4月に第2フェーズも

CDIPによって承認されました。このプロジェクトは現在、ブルキナファソ、コートジボワール、ケニア、モロッコ、セネガルの5カ国を対象としています。同プロジェクトでは、契約慣行の改善、視聴覚コンテンツの権利及び取引の管理改善、並びに合法的なバリュー・チェーンの開発による配信及び収入フローの確保を通じて、著作権枠組みを製作資金調達及び収入機会創出に有効活用するための実用的手段を映画専門家に提供しています。それにより、開発途上国の視聴覚産業が繁栄し、成長、創造性及び雇用創出に大きく貢献することができる持続可能なインフラの構築を支援しています。

66. また、原産地と関連性が高い製品の保護及び商品化に関する2つのプロジェクトが、カンボジア (米) とベトナム (茶) で開始されました。同様に、カリブ共同体諸国に対しても、ブラック・パイナップル (アンティグア・バーブーダ)、ラム (バルバドス)、ナツメグ/スパイス (グレナダ)、ジャークソース (ジャマイカ)、ファイン・ココア (トリニダード・トバゴ) などの商品について、EUとの経済連携協定のIPに関する章の実施にあたり支援を行いました。これらのプロジェクトは、加盟国が持続可能な発展のための手段としてIPを導入することを支援するもので、生産者コミュニティがニッチ商品から商業上の利益を享受することを可能にします。

67. 当機関は2016年4月7日と8日にIP及び開発に関する国際会議を開催し、国、地域、国際レベルでの開発におけるIPの役割について400名の参加者が議論し、さらに600名がウェブキャストを通じて参加しました。この会議はWIPO主催のイベントとしてはこれまでに類を見ないもので、参加者が経験を共有し、世界経済におけるIPの遍在性と開発の必要性の関係を模索する場となりました。この国際会議では、CDIPの今後の取り組みについて情報が提供されます。会議の報告書は、2016年10月に開始されるCDIPの次回のセッションで検討が予定されています。

68. 2015年11月には、主要な会議の1つであるアフリカ閣僚会議がセネガルのダカールで開催され、新興アフリカにおける知的財産の重要性について議論が行われました。この閣僚会議は、政策に関する対話及び調整を行う重要な機会となり

ました。同会議のフォローアップとして、WIPOは視察などを通じて、アフリカとのこれまでの関係を強化し、アフリカの国際的機関や地域機関との協力を推進する予定です。

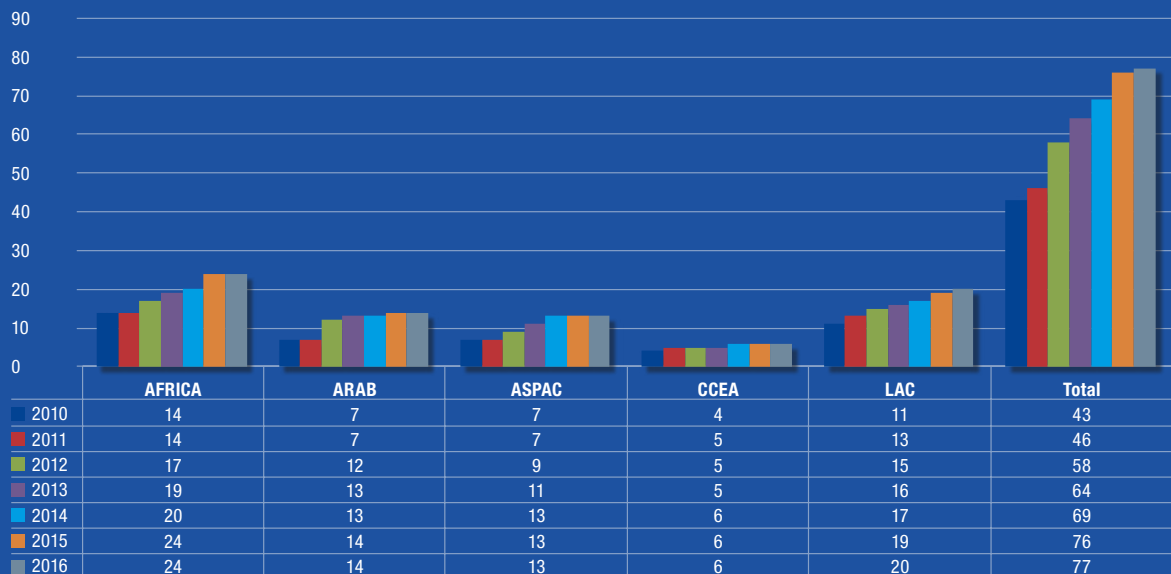
69. 開発セクター内には、南南協力（SSC）活動に関する専用の連絡窓口が設置されました。この窓口の目的は、IP分野におけるSSCの重要性と役割を認識し、事務局内における取り組み、リソース、報告を調整し強化することです。SSCのマッピング作業については、直近のCDIPで発表され、WIPOが関与した2014～2015年の109のSSC活動が紹介されました。

**70. 著作権** 開発途上国、LDC及び移行国における著作権及び著作隣接権分野の能力開発のニーズの高まりと変化に対応するため、特別な取り組みが行われています。昨年は、技術及び能力開発に関する約40のプロジェクト及びプログラムが国、地域及び地域間レベルで実施され、100カ国以上及び1つの地域内政府間組織が参加しました。

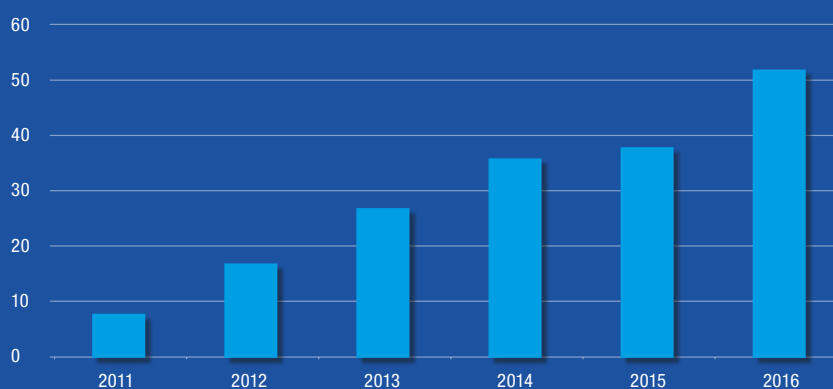
71. 技術支援及び能力開発に関するこうしたプログラムやプロジェクトは、主に各国の著作権機関に焦点を合わせており、(i) 人材の能力と知識を高め、開発を目的としてIPを一貫して有効に利用するために著作権に関する国内の政策及び戦略的枠組みを策定し実行すること、(ii) 機関の能力を高め、制作者及びその他のステークホルダーにより良いサービスを提供すること、並びに (iii) 著作権及び著作隣接権が各国の創造性を促進し保護する上で果たす役割について理解を深めることに貢献しました。

**72. WIPOアカデミー** WIPOアカデミーは、遠隔学習コース、サマースクール、修士課程の実施における大学との提携を通じた広範な研修プログラムにより、今年も順調な成果を上げました。同アカデミーの遠隔学習プラットフォームは、11言語で17のIPモジュールを提供するなど、世界で最も多くの言語に対応しており、経済的にも利用しやすくなっています。昨年は一般コース及び上級コースへの参加がそれぞれ20%超、45%超の伸びを示しました。参加者の82%が、遠隔学習コースを受講した結果、仕事又は研究のパフォーマンスに直接的な改善が見られたと述べています。現在同アカデミーは、受講者からの要請に応じて、IPと公衆衛生、著作権の共同管理、オープンソース・ライセンス、映画産業における著作権の4つのモジュールを2016～2017年の間に立ち上げる準備を進めています。

## WIPO IP Office Business Systems – Usage by Region



## Number of National TISC Networks



73. さらなる受講を促すために、WIPOは開発途上国及び移行国からの参加者の費用を50%、先進国からの参加者の費用を20%減額することを決定しました。また同アカデミーは2016年4月に、知的財産一般コース (General Course on Intellectual Property) について、アクセスが容易で応答性に優れた新バージョンを立ち上げました。これは視覚障害のある参加者のためのコースです。さらに、さまざまな受講者向けにコースのカスタマイズと翻訳も継続して行っています。2016年には、アルゼンチン、カンボジア、エジプト、エチオピア、チュジニア、ベトナムの受講者が対象となりました。



# 官民パートナーシップ

74. 当機関は、グローバルな重要課題に対処するために、民間セクターの知的資産及び金融資産を有効に活用するいくつかのパートナーシップを運営しています。

**75. WIPO Re:Search** WIPO Re:Searchは、革新的な研究協力と知識の共有を通じて、顧みられない熱帯病、マラリア及び結核のための医薬品の開発を促進するもので、今年で設立5周年を迎えます。2011年の発足以来、このプログラムは100を超える協力を促進してきました。現在WIPO Re:Searchには105の団体が加盟しており、そのうち23団体がアフリカの組織、38団体が開発途上国の組織です。WIPO Re:Searchはまた、オーストラリア政府の手厚い資金援助を受けて、フェローシップなどによる医療研究の能力開発も行っています。現在までにアフリカの6名の科学者が、自身の研究を進め、新技術を用いた研究に触れるため、企業の研究所や大学で1年以内の研修を行っています。

**76. WIPOグリーン** WIPOグリーンは持続可能な技術のためのオンライン市場とプラットフォームを提供するもので、2013年の立ち上げ以来順調な進展を見せています。現在、2,200件を超える環境保全の技術及びサービスの申し出がデータベースに登録され69のパートナー団体と協力しながら、ソリューションを模索する人々と潜在的な技術提供者を結び付ける重要な役割を果たしています。昨年、日本政府の手厚い資金援助を受けて、廃水処理技術に関するセミナーと仲介イベントが東南アジアと東アフリカで企画されました。どちらの取り組みからも、相互互恵的な合意条件に基づく新しいパートナーシップが複数生まれ、WIPOグリーンが技術の革新及び普及のための有効な仕組みの構築に貢献していることを示しています。

**77. アクセシブル・ブック・コンソーシアム** 2014年6月30日の発足から2年が経過したアクセシブル・ブック・コンソーシアム (ABC) は、全盲、視覚障害、又はその他のプリント・ディスアビリティのある人々が利用できるアクセシブルな形式の書籍の数を世界中で増やすことを目指し、3つの主な活動分野すべてで良好な成果を上げています。

78. ABCのブック・サービス (Book Service) はWIPOが提供するアクセシブルな形式の書籍のグローバルなオンライン・カタログで、16カ国の19の参加図書館を通じて10万人へのアクセシブルな書籍の貸し出しを支援しています。現在、76以上の言語で319,000タイトルの蔵書があります。参加図書館は、5,500点の電子書籍をダウンロード可能にすることにより、制作コスト (本を読み上げるためのコスト) を1,100万米ドル削減しました。

79. バングラデシュ、インド、ネパール及びスリランカでは2015年の能力開発活動により、視覚障害のある23,500名以上の生徒が恩恵を受けました。能力開発プロジェクトの第2フェーズは、オーストラリア及び韓国政府、スコール財団、国連財団から資金援助を受けて2016年7月にスタートし、上記4カ国の視覚障害のある約88,500名の生徒の支援を目指しています。

80. 視覚障害のある人もそうでない人も、出版される電子書籍を最初から利用できるよう、商業出版業界におけるアクセシブルな書籍の制作技術を促進するためにインクルーシブな出版活動が行われています。インクルーシブ出版に関し、2016年に「自己出版を行う著作者のためのアクセシビリティに関するガイドライン」と「アクセシブル出版のための「すべての人に本を (Book For All) 」スターター・キット」の2つのガイドラインが作成されました。また、視覚障害者のために商業的電子書籍又はその他のデジタル出版物のアクセシビリティを促進するため、2015年にABCアクセシブル



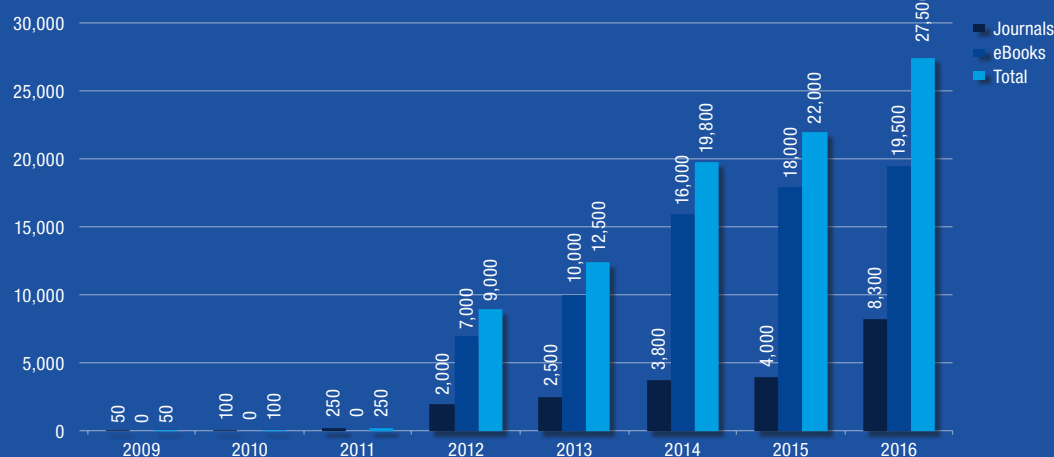
ARDIを利用して  
開発及びイノベ  
ーションのため  
の研究にアクセ  
スした団体数は  
300増加

WIPO  
Re:Searchを  
通じた100件  
目の研究協  
力が実現

ABCにより  
利用可能な、  
視覚障害  
のある読者  
のためのア  
クセシブル  
な書籍数は  
319,000



## ARDI Content Growth



## ARDI Active Institutions



出版国際優秀賞 (ABC International Excellence Award for Accessible Publishing) が設定され、今年 Elsevier、Penguin Random House の DK Braille 開発チーム、及びネパールの NGO、ADRAD が受賞しました。

**81. ARDI (Access to Research for Development and Innovation)** プログラムは、開発途上国及びLDCの機関及び個人に科学技術刊行物へのアクセスを提供しています。これは国際連合官民パートナーシップ「命の探求」(Research for Life) の4つのプログラムの1つで、登録団体は昨年の約500から800超へと引き続き顕著な伸びを示し、積極的に利用されています。利用可能なコンテンツも大幅に増加しており、雑誌及び電子書籍の購読数は27,500点に達し、前年比25%増加しました。ARDIに登録している団体の大半は学術機関(現在50%)で、研究機関(16%)と政府機関(15%)がこれに続き、地域別ではアフリカ(50%)、アジア(27%)、南北アメリカ(4%)、欧州(3%)となっています。**ASPI (Access to Specialized Patent Information)** プログラムも成長が続いており、50以上の団体(昨年は40団体)が、同プログラムの提供する商業特許データベースの付加価値ある高度な機能を利用しています。利用可能なデータベースの数は今年、7つに増加しました。

# 経済分析と統計

**82. 統計** IP統計はさまざまな意思決定のための情報を提供しており、特許商標庁の運営管理にとって重要なデータです。また、政策立案者は自国のイノベーション制度の実績を監視しようと努めており、IP統計は、国を越え、時間を追ってイノベーション活動を追跡できる数少ない指標の1つとなっています。グローバルなIP統計を提供しているのはWIPOだけです。これまでと同様、世界各国の知財庁の統計調査と、PCT制度、マドリッド制度及びハーグ制度の統計データを利用して、2015年のWIPO統計データベースを更新しました。加盟国から積極的に統計報告を受けることによって、当機関の統計データの範囲は拡大を続けています。

83. WIPO統計データベースは、WIPOウェブサイトを通じて自由にアクセスできる公共物です。IP専門家、学術研究者、政策立案者、ジャーナリストなど、さまざまな利用者のニーズに応えるため、当機関は各種統計レポートでIP利用の最新の傾向を紹介し、考察しています。こうしたレポートには、WIPOの年次の世界知的財産指標 (World Intellectual Property Indicator) と、これより短いIPファクト&フィギュア (IP Facts and Figures) が含まれ、登録されたIP (特許、商標、意匠及び植物品種) の主要な形態について最新の世界的傾向の概要を示しています。2015年の世界知的財産指標の特集では、1980年代初期以降の上位100の特許出願人の特許申請行動について調査しました。さらに、PCT制度、マドリッド制度及びハーグ制度の年次報告書では、急速に発展する各出願制度の主要な動向に注目しました。WIPOの統計レポートは、WIPOウェブサイトから最もダウンロードされている公開資料です。

84. IP統計によって証拠に基づいた意思決定が促進され、グローバルなIP制度の進展に関する情報がステークホルダーに提供されることに留意し、WIPOは世界各地から正確な統計情報をタイムリーに収集し、報告することに引き続き注力します。

**85. 経済分析** 2015年にWIPOは、革新的イノベーションと経済成長をテーマに、3回目の世界知的財産報告書 (World Intellectual Property Report) を発行しました。隔年で出版される世界知的財産報告書を通じて、当機関は、市場経済においてIP制度が果たす役割について詳述し、新しい知見を示すことを目指しています。2008年の世界的金融危機以来の景気低迷を背景に、2015年版報告書では、主要な革新的イノベーションが過去20年間どのように成長を促してきたかを述べ、今日のブレークスルーが今後の成長を促すことができるかどうか問いかけています。この報告書では、現在ブレークスルーの可能性があると考えられる分野の革新的技術 (三次元印刷、ナノテクノロジー、ロボット工学) に焦点を合わせ、経済成長への貢献、これら革新的技術が成功を収めている環境、及びIP制度がそうした環境の中で果たす役割について議論しています。また、革新的イノベーションの特定の分野を対象とする世界の特許・ファミリーのマッピングも行い、イノベーション活動が発生している地理的な場所と機関に関する知見を示しています。

86. 2015年版の世界知的財産報告書の発表は多くのメディアで取り上げられ、発表後の1週間で200を超える記事が書かれました。発行以来、この報告書は世界各国の数多くの政策文書で引用され、IP及びイノベーションに関する主要なフォーラムで政策議論に情報を提供しています。この報告書シリーズの次回版について現在作業が進められており、2017年に発行される予定です。



2015年世界知的  
財産報告書で紹介  
された200年  
間の革新的イノ  
ベーション

グローバ  
ル・イノベ  
ーション・イ  
ンデックス  
の分析対  
象は128カ  
国

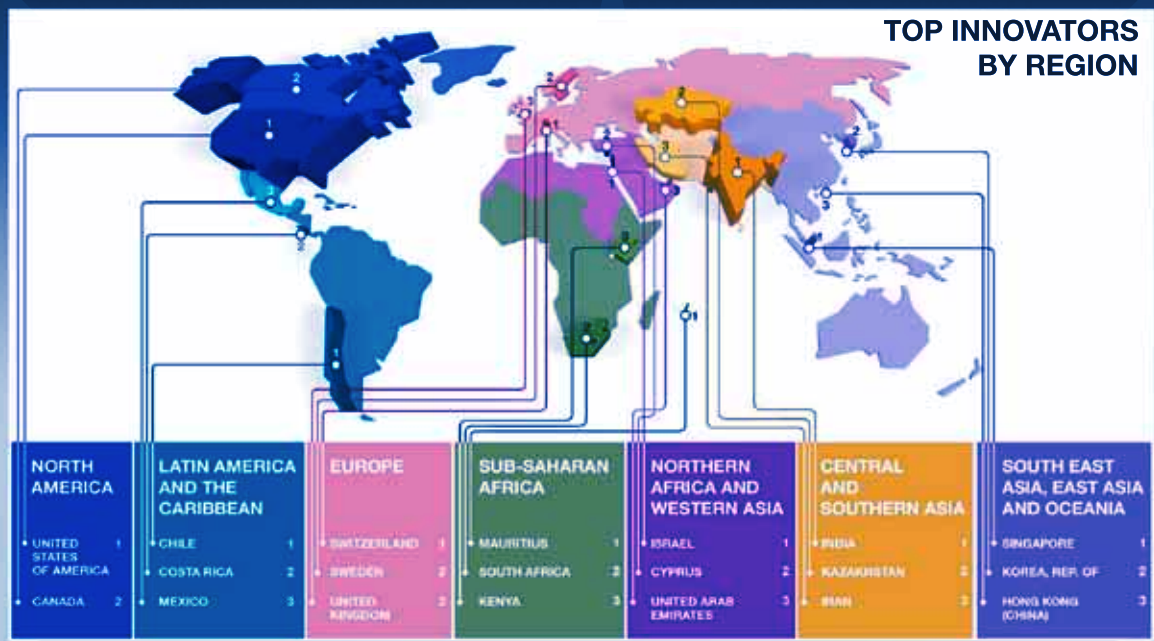
# WHO IS LEADING INNOVATION?

## THE GLOBAL INNOVATION INDEX 2016

Every year, the Global Innovation Index ranks the innovation performance of nearly 130 countries and economies around the world. Each country is scored according to 82 indicators.

[www.globalinnovationindex.org](http://www.globalinnovationindex.org)

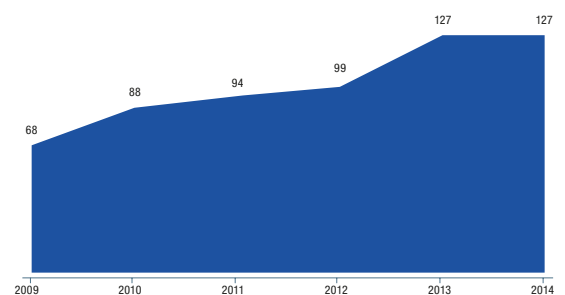
#GII2016



**87. グローバル・イノベーション・インデックス** これまでと同様、WIPOはコーネル大学及びINSEADと協力し、2016年にグローバル・イノベーション・インデックス (GII) を共同発表しました。GIIは、国のイノベーション制度の長所と短所を特定するための価値あるベンチマーキング・ツールとなっています。GIIは、政策立案者が力強い知識経済の育成方法を評価することを可能にする、包括的指標に対するニーズへの対応に努めています。2016年版は128カ国を対象に、イノベーションに関する82のインプット指標とアウトプット指標を利用しています。同インデックスの発展は、ナレッジ・パートナーであるAT Kearney、通信事業者のDu及びインド産業界に支えられ、世界的に評価されているイノベーションの専門家で構成されたアドバイザリー・ボードから情報を得ています。本部が2016年版GIIを世界的に発表した後、その世界ランキングがメディアで広く取り上げられました。

### Growing Coverage of WIPO's IP Statistics

Number of IP Offices Responding to Annual Statistics Survey



# コミュニケーション

88. WIPOは、多岐にわたるチャンネル、メディア及びプラットフォームを通じて、加盟国及びその他のステークホルダーとコミュニケーションを取っています。昨年は当機関のコミュニケーションのツール、システム及び製品がさらに改善されました。

**89. メディア** ソーシャル・メディアにおけるWIPOの存在感はますます高まっています。Twitterでは、37,200人のフォロワーが非常に高いエンゲージメント率を示しています（2015年9月以降、約21,400回のリツイート、11,700回のいいね、1億5,570万回のインプレッション）。YouTubeチャンネル上のWIPOのビデオの再生回数は1,100万回を超え、前回のWIPO総会以降およそ140本の動画が追加され、ニュース、イベント、及び世界各国のイノベーターやクリエイターによるIP利用の概要を紹介しています。また、WIPOがFlickrに投稿した写真の合計閲覧回数は400万回を超え、この1年間で新たに100万回以上表示されました。

90. WIPOは報道を通じて、引き続きステークホルダーに接触しています。2015年版世界知的財産報告書とWIPOサービス・レポート（WIPO Services Report）の発表は、東アジアを中心に、世界的に広くメディアで報道されました。また、2016年版グローバル・イノベーション・インデックスの発表は、これまでで最も成功したメディア・イベントとなりました。特定の国に合わせたプロモーションなど、従来のようなメディアとの接触は重要ですが、ニュースを発信するために動画やモーショングラフィックスの利用も増やしています。例えば2015年の世界知的財産指標に添付されたショート・アニメーションには、多くの関心が寄せられました。

91. より広範なオーディエンスに働きかけることを目指した新しいWIPO動画が、総会期間中にリリースされる予定です。この動画は、WIPOの取り組みや、イノベーションと創造性を支援する役割について、その概要をわずか3分間で分かりやすく伝えています。この新しい動画は、WIPOのブランド認知度を高めるためのこれまでの取り組みをベースにしています。

**92. 世界知的所有権の日** オンライン、オフラインを問わず、今年特に人気を集めたのは、WIPOが毎年開催している意識向上キャンペーン「世界知的所有権の日（World IP Day）」でした。デジタルの想像力—文化再考（Digital Creativity: Culture Reimagined）をテーマに、グローバル・デジタル・コンテンツ・マーケットに関するWIPO会議のトピックに基づいた今年のキャンペーンは、デジタル技術がIPの制作と消費を変革するさまざまな方法を模索するよう参加者に呼びかけました。このトピックは特にソーシャル・メディア向きで、WIPOのプラットフォーム全体で記録的な数の対話を生み（世界知的所有権の日のFacebookのファン32,400人、YouTube動画の再生11,430回、Twitterのインプレッション1,080万回）、前年の合計数から2倍以上に増えました。「リアル」の世界のエンゲージメントも良好で、世界知的所有権の日の451件のイベント（WIPOの外部事務所によるさまざまなプログラムを含む）が121カ国で実施され、過去最高となりました。WIPOのメディア・モニタリング・サービスによると、世界知的所有権の日に関連して国連の6つの公用語による約9,900本の記事があり、最も取扱いが多かったのは中国でした。

**93. ニュースレター** 2015年6月に新しい電子ニュースレターの配信プラットフォームが立ち上げられて以来、WIPOは特定のトピックを扱う23のニュースレターを複数



YouTubeの動画再生  
回数は合計1,140万回

WIPOの電子ニ  
ュースレターはプ  
ラットフォーム設  
立以来200万回  
開封

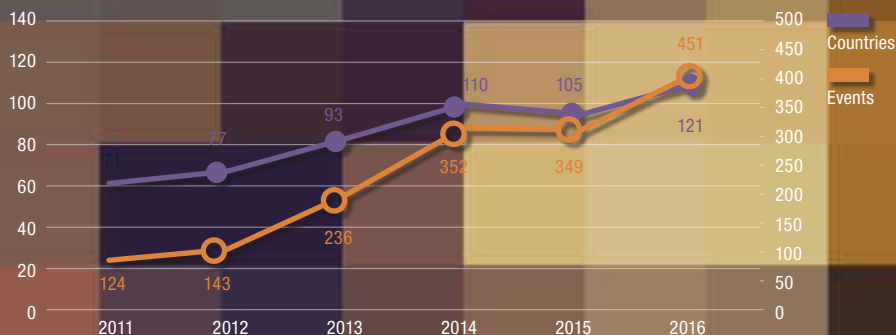
WIPOのツイー  
トのインプレ  
ッションは1  
億5,570万回

世界知的所  
有権の日の  
イベントは  
121カ国で  
451回開催

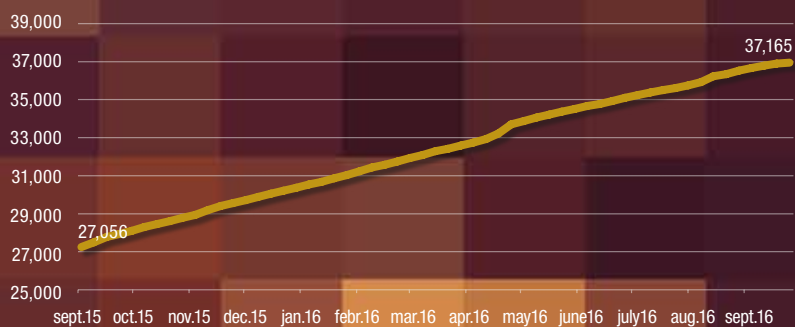
April 26

# Digital Creativity: Culture Reimagined

Countries and Events Celebrating World IP Day



@WIPO Twitter Followers







WIPOワイヤーの電子ニュースレターは隔週で約12,000人の購読者に6ヶ国語で発行されています。

の言語で購読者に提供し、一般的な知識からPCT制度の動向まで幅広くカバーしています。ニュースレターのコンテンツは2百万回以上開封され、約58万回クリックされてWIPOウェブサイト上の別のコンテンツに移動しました。

94. 最も人気のあるニュースレターはWIPOワイヤー (WIPO Wire) で、WIPOニュース、特集記事、ビデオ・クリップ及びリソース・ヒントをまとめて6つの国連公用語により隔週で伝えています。2015年半ばに立ち上げられたWIPOワイヤーは、現在170カ国以上の約12,000名が購読し、業界平均を上回る「開封率」を維持しています。

95. **デジタル出版物** 2月に、WIPOウェブサイト上に新しいプラットフォームを立ち上げました。これは利用者が1,100以上のWIPOの出版物及び情報製品に含まれる知識を検索し、利用しやすくするためのものです。現在、WIPOの出版物はすべて、オンラインで無料ダウンロードすることができ（過去販売されていたものを含む）、オンデマンド印刷サービスを利用してハードコピーを購入することもできます。

96. オープン・アクセス・ポリシーの導入を受けて、WIPOのオンライン出版物は今後、当機関が開発を支援したクリエイティブ・コモンズ (CC) IGOライセンスの1つに基づいてリリースされます。利用者はWIPOのコンテンツを許可なく複製、配布又は改作できることになります。

97. アクセシブル出版憲章 (Charter for Accessible Publishing) に最初に署名した団体の1つとして、WIPOはコンテンツをすべての読者（視覚障害又はその他のプリント・ディスアビリティのある人を含む）が利用できることに注力しています。「初めからアクセシブル (born accessible)」なデジタル出版物の2017年の制作開始を目指し、スタッフ研修プロジェクトが実施されています。

98. **顧客サービス管理の改善** WIPOが提供する顧客サービスを監督し、改善するため、2016年にハイレベルの顧客サービス委員会 (Customer Service Board) が設置されました。この委員会は、WIPO全体の顧客サービスの戦略、管理、運営面のあらゆる決定に責任を負う上位グループです。最初の議論は、さまざまなレベル（技術、手法、手順、研修、顧客サービス関連の戦略的目標及び実績評価）での、WIPO全体としての顧客サービスへのアプローチに焦点を合わせ、WIPOのグローバルなIPサービス全体で顧客経験を統一し、改善するための優先事項を明らかにしました。

# IP尊重意識の醸成

99. IP尊重意識の醸成に対するWIPOのアプローチは、社会経済上の利益と開発に向けた課題を考慮に入れ、持続可能な方法でのIP尊重意識の向上を可能にし、加盟国が知的財産権を行使する能力を高める環境の構築を支援しています。

100. 当機関は、加盟国による一般の人々や法執行機関のスタッフなどの専門家のIP意識向上を支援するツールの開発を続けています。2015年にWIPO知財犯罪訴追研修マニュアル (Training Manual on IP Crime Prosecution) の英語版が完成し、現在、アラビア語、フランス語、スペイン語での作成が進められています。このマニュアルは、知財犯罪関連の法執行に関与する人々向けの実用的な研修ツールを加盟国に提供するものです。より若い世代向けには、韓国の信託基金により、10歳から15歳の生徒を対象とした著作権尊重に関する相互型の教育用ウェブサイトを立ち上げました。このサイトは、自分で考えさせる参加型のスタイルで設計された生徒用の5つのモジュールと、教師用のガイダンスメモで構成されています。商標及び意匠の尊重に関する姉妹サイトの作成計画も進んでおり、2017年の立ち上げを予定しています。

101. IP尊重意識の醸成に関するバランスの取れたコンセプトを開発するWIPOの取り組み、能力開発、技術支援及び知識共有のための広範な活動、並びにエンフォースメント諮問委員会の重要性の高まりが評価され、WIPOは2016年にグローバル模倣品対策 (GAC: Global Anti-Counterfeiting) グループの国際公共団体部門賞 (International Public Body Award) を受賞しました。

# WIPOキャンパス

102. WIPOキャンパスが完成しました。2015年秋から2016年初夏にかけて植樹やその他の都市要素が整備され、外観に最後の仕上げが行われました。新ビルの屋上緑地では、都市部としては非常に珍しい植物が育っており、地元の専門家に高く評価されています。ジュネーブ州のこの地域でのランドマークとなりつつあります。全体として見ると、WIPOキャンパスは、建築物、動植物、職員や使節の健康と快適さ、敷地内を自由に歩き回れる周辺住民にとっての好環境の間で、重要なバランスが保たれています。会議室の設備は、同時並行の複数の会合に対応できるようWi-Fiの接続性を高めるなど、WIPOの利用者からの要請に応じて改良を続けています。

103. 新しい会議場を含むキャンパス施設を、可能な限りジュネーブの国際コミュニティと共有することを目指しています。WIPOは昨年、他の国際機関や加盟国が主催する複数の会議の開催場所選ばれました。これには、建国を祝う7つのレセプションが含まれています。施設を貸し出すことで、当機関の資産利用を最適化すると同時に、政府間イベントでの最先端技術を用いた会議室に対する高い需要に答えています。

**104. カーボン・ニュートラルの実現** WIPOは現在、2014年の国連事務総長の呼びかけに応じて、2020年までのカーボン・ニュートラルの実現に必要な施策を実施しています。キャンパス全体でエネルギーの浪費削減に取り組んでいるほか、引き続き新技術への投資を行い、必要に応じてエネルギー消費を抑えるための改装を行っています。WIPOは、飛行機移動による炭素排出などの「避けられない」排出の埋め合わせとして、UNFCCCからカーボン・オフセット証書を購入しています。

**105. セキュリティー** WIPOのシニア・マネジメントは、職員、情報及び物理的資産のセキュリティーを引き続き重視しています。2015年に本部業務セキュリティー最低基準 (Headquarters Minimum Operating Security Standards : H-MOSS) プロジェクトが完了し、WIPOキャンパスのセーフティー及びセキュリティー管理が強化されました。これは、実績ベースの契約に基づいて新しい警備サービス会社を選定し、新しい会社は無事移行することができたことによります。現在、PCT、マドリッド、ハーグの各制度に関連する当機関の情報セキュリティー手法について国際的な認証を取得し、情報セキュリティー意識向上キャンペーンを行ってこれを補完しています。また、当機関に影響を及ぼすインシデントが本部で発生した場合の事業継続計画を策定し、検証しました。





新ビルの屋上緑地は地元の専門家から  
高く評価されています。



Photos: WIPO

# 外部事務所



106. WIPOのモスクワ事務所（ロシア連邦を管轄）、北京事務所（中国を管轄）、リオデジャネイロ事務所（ブラジルを管轄）、東京事務所（日本を管轄）及びシンガポール事務所（ASEANを管轄）は、今年も多忙な年を送っています。WIPOの外部事務所は対象国・地域のニーズに応え、多岐にわたるプログラムの進展に貢献しました。例えば、WIPO中国事務所は、北京及び国内各地で、政府のさまざまなレベル、国内メディア及びビジネス団体との連絡窓口の確立と強化に尽力し、WIPOのグローバルIPサービス及びIPプラットフォームの促進を大いに支援しました。WIPOロシア事務所は、とりわけ同国で設置された135のTISCの支援として、国内のイノベーション環境とイノベーターを支える数々の活動を行いました。WIPO日本事務所は、WIPOグローバル・サービスの民間セクターの利用者に対象を絞ったアウトリーチ活動を行い、個々のリクエストに対して日本語でリアルタイムのフィードバックを提供することで、こうした重要な点における当機関の応答時間を短縮しました。WIPOシンガポール事務所は本部の関連部署と連携し、地域イベントの主催や各国への専門家団の派遣を通じてWIPOの著作権条約及び関連条約への参加を積極的に呼びかけました。WIPOブラジル事務所も、本部の関連部署と密接に連携して、国内のIP資産利用を推進するIP商業化及びIPライセンスに特化したいくつかの研修プログラムとワークショップを実施しました。

107. 各地における取り組みは、2015年初めに開始された一連のイニシアティブ（本部と外部事務所間の定期的なビデオ会議、ウェブページの継続的更新、WIPOの全職員に対して外部事務所の動向及び担当分野に関する情報を提供する隔月発行のレポート、並びに外部事務所に関する当機関のポリシーの発展とそれによる外部事務所への影響に関する専任作業グループの分析）により本部でサポートされ、前回の総会以降も続けられています。

108. こうした機能強化の重要な一面が、グローバル・オフィス・アーキテクチャー（Global Office Architecture）プロジェクトによる外部事務所と本部のシームレスなIT接続の確立です。このプロジェクトは、本部の職員がセキュリティーの確保されたIT環境でテクニカル・サポートを受けて利用できる管理及びプログラム実施ツールを、すべての外部事務所が利用できるようにするものです。プロジェクトを集中的に管理、実施した結果、グローバル・オフィス・アーキテクチャーは5月に予算内で完了し、WIPOブラジル事務所でも導入されました。

109. こうした動向は、WIPO外部事務所の展開に関する広範な流れの中で見る必要があります。2015年10月のWIPO総会の会合で、2016～2017年と2018～2019年にそれぞれ最大3か所の外部事務所の開設を決定したことが想起されます。既存の外部事務所の有効性を高める事務局の取り組みは新設される外部事務所にとって好ましい兆候です。技術インフラの整備、外部事務所に関するポリシーの微調整、本部と外部事務所の双方向コミュニケーションの改善により、事務局では加盟国が決定するであろう新しい外部事務所の引き受け体制を十分に整えています。



# 人材

110. 持続可能な組織パフォーマンスは、職員の努力と関与によって実現します。職員がWIPOのあらゆる取り組みに尽力することで、WIPOとWIPOのさまざまなステークホルダーの橋渡しをしています。

111. 2013年の人材戦略の策定以来、イニシアティブとプログラムを支える主要テーマとして、多様性、俊敏性、柔軟性及びワークライフ・バランスが掲げられています。

112. 当機関はかつてないほど多様化が進んでおり、2016年6月時点で職員は約120カ国の加盟国から集まっています。積極的に多様な人材をスカウトすることは、当機関の採用戦略に活力を与えます。昨年は、マルチメディア及びオンラインのソーシャル・プラットフォームを利用した求人広告、アウトリーチ活動を通じた就労機会の直接的な情報発信（当機関の人材に含まれていない加盟国との連携による大学訪問など）、WIPOの人材ニーズに対する認知度向上のためのターゲットを絞ったキャンペーン、採用手順の改善とITシステムの強化を行いました。求職者の増加や多様性の高まりなど、すべてにおいて成果が見られ始めています。

113. ジェンダー・バランスは、ジュネーブ・ジェンダー・チャンピオンズ (Geneva Gender Champions) ネットワークのメンバーとして私が個人的に注力している重要目標です。この目的のために、WIPOはマネージャーを研修する取り組みを強化し、多様性に富んだ包括的な職場を奨励しています。さらに、女性の中間管理職にキャリア及び職務上のサポートを提供するためのパイロット・プログラムを2015年に立ち上げました。参加者からの好評を受けて、このプログラムは拡大しています。WIPOの取り組みにおけるジェンダー主流化も同様に重要です。2017年の作業計画の実行中に進捗状況を把握しモニターするために、2016年4月にベースラインが設定されました。イノベーションにおける女性の役割と貢献について理解を深めるために、2015年版グローバル・イノベーション・インデックスに初めてジェンダー関連の指標が含まれました。

114. このように、組織の多様性に関する2つの主要なベンチマーク—地理的な広がりやジェンダー・バランス—においてマイルストーンが達成されています。当機関の文化的知性の基盤を広げるため、さらなるマイルストーンが予定されています。

115. 職員研修への投資は2015年に大幅に増加し、過去最高の数の職員育成活動が行われ、職員1人当り年間5日間の研修という国連の平均を上回りました。研修は継続的な人材開発のための基礎となり、機動的かつ適材適所の職場づくりを実現します。業務上の必要性に応じた、言語、コミュニケーション・スキル並びに（人材、実績、リスク及びプロジェクトの）効果的管理などが、主要な職員研修プログラムとなっています。

116. 報酬・報賞プログラム (Rewards and Recognition Program) は、開始から3年が経過しました。この間、合計9つのチームと50名以上の個人が表彰され、職員の能力と努力の証となっています。

117. 採用の柔軟性を実現することで、当機関のスキル・ベースが継続的に更新され、変化の速い外部環境の下で迅速かつ効果的なサービスの提供が確保されます。IP登録サービスに対する需要の量と地理的範囲の変化は、当機関が直面している重要な課題です。中核となる人材（職員）とフレキシブルな人材（非職員）の間の健全なバランスは、現状を反映するものでなければなりません。2016年6月現在、この比率は3:1でした。同時に、既存カテゴリーの職員の利用を最適化した結果、2015



120カ国  
から集まった職員が  
WIPOを構成

年にWIPOのある外部事務所で、最初のナショナル・プロフェッショナル・オフィサー(NPO: National Professional Officer)が採用されました。それ以来、別の外部事務所でもNPOが採用されています。NPOは、プロフェッショナル(Professional)やそれより上位の職種とほぼ同じ役割を果たしますが、その職務は国内固有の知識と経験を必要とするため、現地で採用され、当該外部事務所によるプログラムの実行を強化しています。

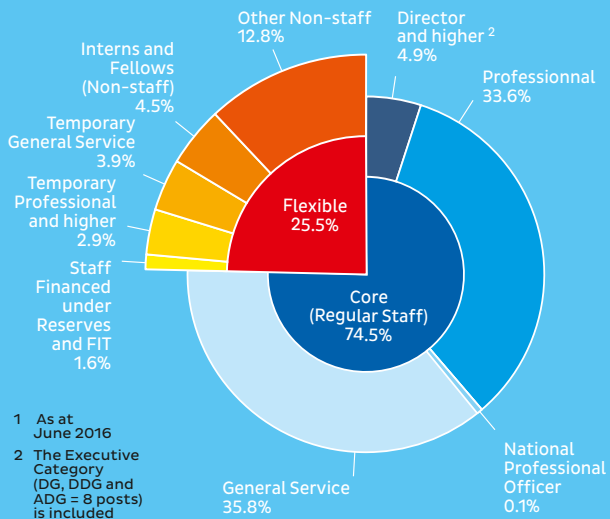
118. 調和の取れたワークライフ・バランスは、組織の生産性を向上させます。職員の福祉もこのトピックに含まれ、職員自身が福祉に関するポリシーの策定に重要な役割を果たします。WIPO内では、参加型のポリシー決定が確立されています。2016年3月に発行された、調和の取れた配慮あるWIPOの職場の促進に関する総合レファレンスガイドでは、職員が発行を主導しました。労働安全衛生委員会(Occupational Health and Safety Committee: OHSC)は、職員及びアドミニストレーションの代表者と、社内の衛生、社会福祉、セキュリティ及びセーフティー分野の専門家で構成されています。設立2年目を迎え、精神的肉体的衛生と職場における安全を促進し、保護する役割を担っています。ごく最近、職員のボランティアとアドミニストレーションの代表者からなる作業グループが、WIPOのタイムマネジメント関連のポリシー及びシステムのレビューを完了しました。このグループは、職員の50%以上が参加するという前例にない参加率の職員調査により得たフィードバックを考慮に入れた提案事項を提示しました。

119. 2013年以降、職員の欠勤が減少するという非常に望ましい傾向が続いており、こうしたイニシアティブの好影響を示唆しています。2014年から2015年までの間の欠勤日数は、1,000日以上減少しました。

120. 当機関の職員がこのような成果を上げ、組織の共有目標を達成していることを誇りに思うと同時に、深く感謝しております。

# WIPO WORKFORCE

## WORKFORCE AT A GLANCE <sup>1</sup>



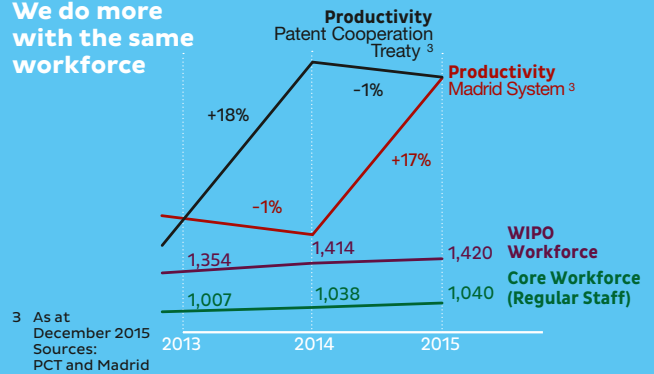
<sup>1</sup> As at June 2016

<sup>2</sup> The Executive Category (DG, DDG and ADG = 8 posts) is included

Regular Staff	1,044
Staff Financed under Reserves and FIT	22
Temporary Staff	94
Interns and Fellows (Non-staff)	63
Other Non-staff	179
<b>Total</b>	<b>1,402</b>

## WIPO WORKFORCE PRODUCTIVITY

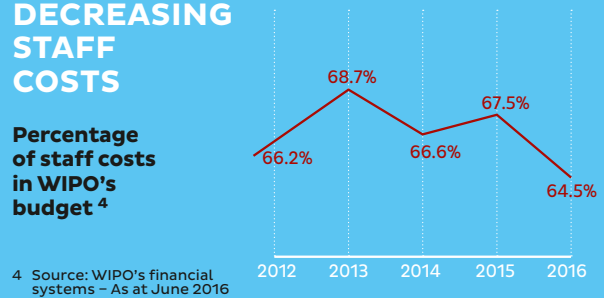
We do more with the same workforce



<sup>3</sup> As at December 2015  
Sources: PCT and Madrid

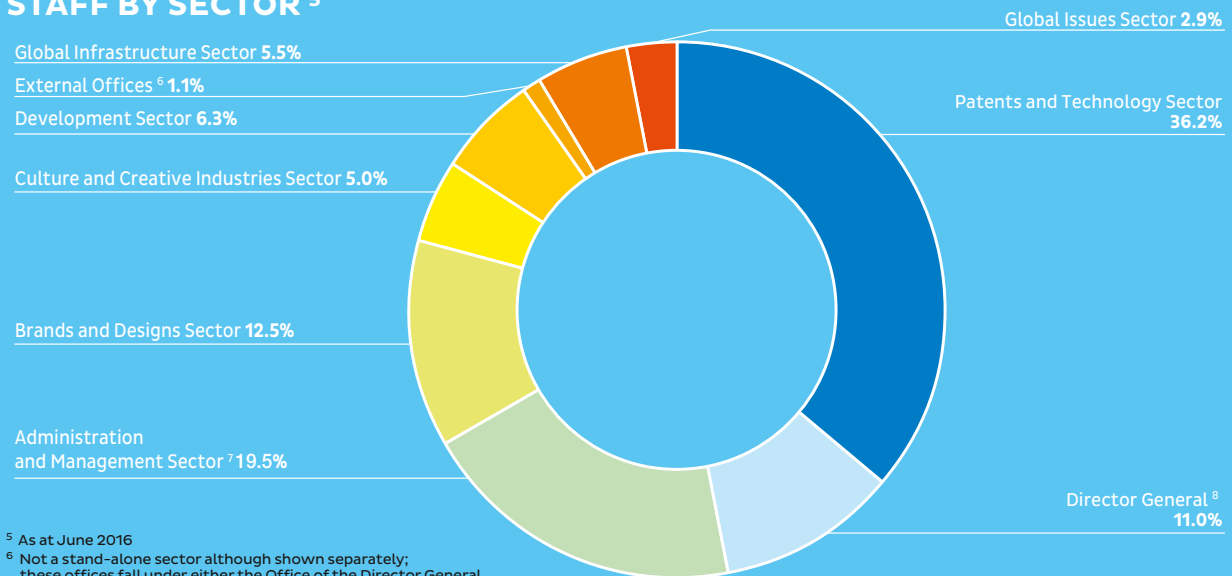
## DECREASING STAFF COSTS

Percentage of staff costs in WIPO's budget <sup>4</sup>



<sup>4</sup> Source: WIPO's financial systems - As at June 2016

## STAFF BY SECTOR <sup>5</sup>



<sup>5</sup> As at June 2016

<sup>6</sup> Not a stand-alone sector although shown separately; these offices fall under either the Office of the Director General, the Brands and Designs Sector, the Global Issues Sector or the Global Infrastructure Sector (there is no double-counting)

<sup>7</sup> Office of the Assistant Director General, Information and Communication Technology Department, Conference and Language Department, Procurement and Travel Division, Department of Program Planning and Finance, Safety and Security Coordination Service and Premises Infrastructure Division

<sup>8</sup> DG Front Office, Office of the DG, Office of the Legal Counsel, Human Resources Management Department, Economics and Statistics Division, Internal Oversight Division, Office of the Ombudsperson, Department for Transition and Developed Countries, WIPO Ethics Office

世界知的所有権機関

34, chemin des Colombettes  
P.O. Box 18  
CH-1211 Geneva 20  
Switzerland

Tel: +41 22 338 91 11  
Fax: +41 22 733 54 28

WIPO外部事務所の問い合わせ先はウェブサイト  
[www.wipo.int/about-wipo/en/offices/](http://www.wipo.int/about-wipo/en/offices/)  
をご参照ください。

写真提供: WIPO

WIPO出版番号: 1050JP/16  
ISBN 978-92-805-2810-7